# おおた障がい施策推進プラン

2018 (平成30) 年度~2020 (平成32) 年度

# (案)

大田区障害者計画 第5期大田区障害福祉計画 第1期大田区障害児福祉計画 大田区発達障がい児・者支援計画

> 平成30年3月 大 田 区

# 目 次

第1章	計画の策定にあたって	
1	計画策定の趣旨と背景	3
2	計画の位置付け	4
3	計画のめざす姿	6
4	計画の期間	
5	計画策定の体制	
第2章	大田区の障がい者の状況	
1	障がい者手帳所持者等の状況	13
2	発達障がい者の状況	19
	【コラム① ~発達障がいについて~】	22
3	大田区障がい者実態調査結果の概要	23
第3章	施策の展開	
1	重点課題	43
2	施策の体系	45
3	個別施策	48
	基本目標1 自分らしく暮らせるまち	49
	(1)日中活動の場の整備	49
	(2) 緊急時の受入体制の充実	50
	【コラム② ~障がい者総合サポートセンター さぽーとぴあ $\sim$ 】…	51
	(3) 居住の場の確保・充実	
	(4) サービスの質の確保・向上	
	(5) 就労支援の充実	
	(6) 地域生活移行支援の充実	
	(7)余暇活動の充実	
	【コラム③ ~障がい者スポーツの祭典~】 (8) 保健・医療の充実	
	(9)教育の充実	
	(10) 保育の充実	
	(11) 発達障がい者支援の充実	
	(12) 高次脳機能障がい者支援の充実	
	基本目標2 ともに支え合い暮らせるまち	63
	(1)相談支援の充実	
	(2) 地域ネットワークの充実	
	(3) 障がいを理由とする差別の解消の推進	
	【コラム④ ~障害者差別解消法について~】	
	(4)地域との交流の充実	67

	基本目標3 安全・安心に暮らせるまち	68
	(1)災害時相互支援体制の整備	68
	【コラム⑤ ~大規模災害に備えて~】	69
	(2)福祉避難所の体制整備	70
	(3)防犯対策の充実	71
	(4)消費者トラブル防止体制の推進	72
	(5) 障がい者虐待防止等の推進	73
	(6) 成年後見制度利用支援の充実	74
	(7) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	75
第4章	障害福祉サービス等の推進	
1	障害福祉サービス等の提供体制の確保に向けて	79
	(1)地域生活支援拠点等の整備	
	(2)福祉施設の入所者の地域生活への移行	
	(3)福祉施設から一般就労への移行等	
	(4) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	
	(5) 障がい児支援体制の整備等	
0	【コラム⑥ ~障害者総合支援法等のサービスの仕組み~】	
2	サービス見込量と確保のための方策(1) 訪問系サービス	
	(2) 日中活動系サービス(2)	
	(3) 居住系サービス	
	(4)相談支援	
	<ul><li>(5) 児童福祉サービス</li></ul>	
	(6)地域生活支援事業	
第5章	計画の推進に向けて	
1	計画の推進体制	103
2	計画の進行管理	104
資料編		
1	大田区発達障がい児・者支援計画との対応関係	
2	大田区障がい者施策推進会議の検討経過	109
3	大田区障がい者施策推進会議設置要綱	110
4	大田区障がい者施策推進会議委員名簿	112
5	庁内検討委員会委員名簿	113
6	計画策定に係る根拠法令等	114
7	用語の説明	120

#### 〇 元号の表記について

本計画策定時点において平成に代わる新元号が未定であるため、本書では 2020年以降についても元号表記を平成のまま用いています。

#### 〇 「障害」と「障がい」の表記について

法令等に基づくもの、名詞や一般的に漢字で表記した方がわかりやすいものは、「障害」を使用し、それ以外は、「障がい」と表記しています。

#### 〇 「障がい者」の定義について

本計画における「障がい者」とは、障害者基本法第2条の規定に基づく「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)があるものであって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」であり、障がい者手帳の所持者に限られず、高次脳機能障がい者や難病患者も含みます。

なお、「障がい者」には、18歳未満の方も含んでいますが、「障がい児」と表記している場合は、18歳以上の方は含んでいません。

# 第1章 計画の策定にあたって

# 1 計画策定の趣旨と背景

我が国は、障がい者の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約である、「障害者の権利に関する条約(以下「障害者権利条約」という。)」の締結に向けて、国内法の整備をはじめとした障がい者制度の集中的な改革を進めてきました。

平成 23 年8月の「障害者基本法」の改正、平成 24 年6月の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)」の成立、平成 25 年6月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下「障害者差別解消法」という。)」の成立等、一連の制度改正を経て、平成 26 年1月に障害者権利条約を締結しています。

その後、障害者総合支援法施行3年後の見直しが行われ、平成28年6月には、障害者総合支援法と児童福祉法が改正されています。

この改正により、地域での生活を支える「自立生活援助」や「就労定着支援」等のサービス、高齢障がい者が介護保険サービスを利用する場合の利用者負担の軽減の仕組みなどが新たに設けられるとともに、障がい児の多様化するニーズに対応していくため、自治体において「障害児福祉計画」の策定が義務付けられることになりました。

また、平成 28 年5月には、約 10 年ぶりに「発達障害者支援法」が全面的に改正され、関係機関等との有機的連携のもとに必要な相談体制を整備することが地方公共団体等の責務として新たに設けられるなど、発達障がい者への支援を一層充実させていくことが求められています。

加えて、近年では、個人や世帯の抱える複合的な課題や人口減少などの課題に対応していくために、包括的な支援や分野をまたがる総合的なサービス提供、地域を基盤として人と人とのつながりを育むことで、誰もが尊重され包摂を受けながら、その人らしい生活を実現できる社会を構築していくことが必要とされています。

平成28年7月には、厚生労働省が「「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部」を設置し、介護保険制度の見直しによる「共生型サービス」の創設や介護・障がいの報酬改定など、「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めています。

こうした中、地域の関係機関や関係団体等との連携・協働をこれまで以上に図りながら、様々な福祉課題に対応するため、生涯を通じた切れ目のない包括的な支援体制を構築していく必要があります。

本計画は、このような背景を踏まえ、区が今後3年間で推進していく障がい施策 を定めるものです。

# 2 計画の位置付け

本計画は、「大田区障害者計画」、「第5期大田区障害福祉計画」、「第1期大田区障害児福祉計画」、「大田区発達障がい児・者支援計画」を一体的に策定するものであり、区の障がい分野における施策の具体的な方向性等を定めています。

また、「大田区基本構想」に掲げる将来像の実現に向けた個別計画であり、「大田区地域福祉計画」や「おおた高齢者施策推進プラン」など、関連する各分野の計画等と整合を図っています。

# (1) 大田区障害者計画

「大田区障害者計画」は、障害者基本法第 11 条第3項に基づく「市町村障害者計画」であり、障がい者のための施策に関する基本的な事項を定めています。

# (2) 第5期大田区障害福祉計画

「第5期大田区障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」であり、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標、サービスの種類ごとの必要な見込量等を定めています。

# (3) 第1期大田区障害児福祉計画

「第1期大田区障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標、サービスの種類ごとの必要な見込量等を定めています。

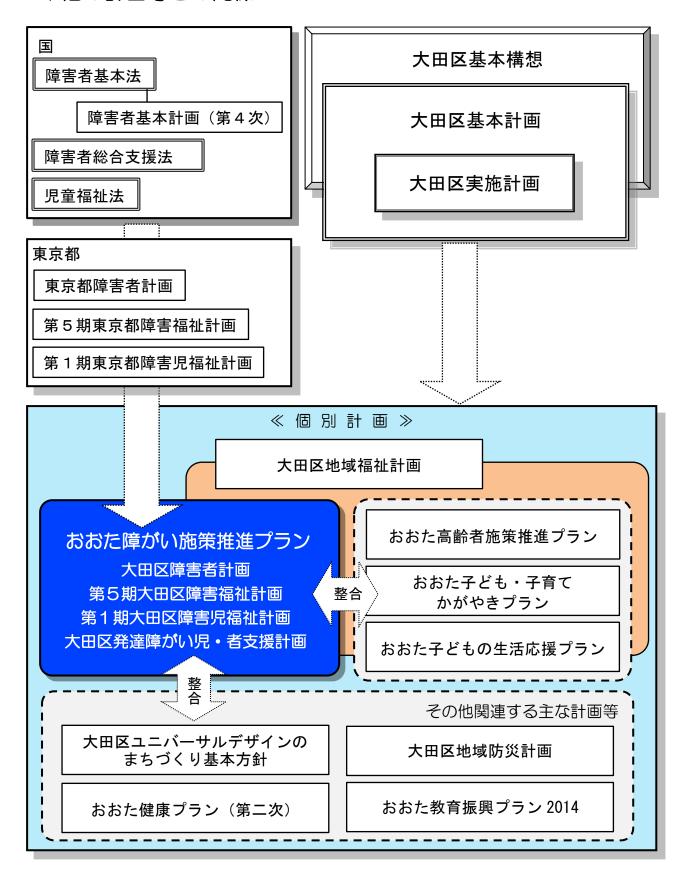
# (4) 大田区発達障がい児・者支援計画

「大田区発達障がい児・者支援計画」は、区の基本計画の発達支援に関する施策 を推進するため、区独自で策定している計画です。

前期の計画では、「早期発見・早期支援の推進」、「ライフステージに応じた切れ目のない支援」、「地域支援力の向上と人材育成・啓発の促進」、「施策を推進する基盤整備」の 4 つを目標に、保健、医療、福祉、教育、就労などの枠組みを超えた計画的な施策を展開してきました。

本計画においても前期の計画の理念や目標は踏襲したうえで、上記3つの法定計画と統合、一体的な策定を行い、障がい種別の枠組みを超えた施策の推進に取り組んでいきます。

# ◆他の計画等との関係



# 3 計画のめざす姿

# (1)基本理念

大田区基本構想では、将来像の実現に向けた「子育て・教育・保健・福祉」領域の基本目標として「生涯を健やかに安心していきいきと暮らせるまち」、障がい分野に関する個別目標として「誰もが自分らしく、健康で生きがいをもって暮らせるまちをつくります」を掲げています。

本計画では、こうした大田区基本構想の考え方を踏まえ、「**障がい者が地域で自 分らしく安心して暮らせるまちをつくります**」を基本理念とします。

障がい者が、住み慣れた地域で、選択可能な量と質が確保された様々なサービスを自らの希望により活用し、社会参加、就労しながら、安心して暮らせる社会の実現をめざしていきます。

#### <大田区基本構想との関係>

大田区基本構想

将来像:地域力が区民の暮らしを支え、未来へ躍動する国際都市 おおた

「子育て・教育・保健・福祉」領域

基本目標1 生涯を健やかに安心していきいきと暮らせるまち

個別目標1-2 誰もが自分らしく、健康で生きがいをもって暮らせるまちをつくります

おおた障がい施策推進プラン

# 基本理念:障がい者が地域で自分らしく安心して暮らせるまちをつくります

基本目標1

自分らしく暮らせるまち

基本目標2

ともに支え合い暮らせるまち

基本目標3

安全・安心に暮らせるまち

取組の横断的な視点

視点1

本人の「自己決定の尊重」

視点2

「地域力」による連携・協働

視点3

生涯を通じた「切れ目のない支援」

# (2) 基本目標

基本理念の実現に向けて、次の3つの基本目標に基づき施策を展開していきます。

# 基本目標1 自分らしく暮らせるまち

障がい者が、必要なサービスを利用しながら、自らの意思で選択・決定をし、自 分らしく暮らせることを目標とします。

多様なニーズに応じたサービスの質・量の確保に取り組むとともに、就労、保健・ 医療、教育、保育等の各分野における連携した支援など、自分らしい暮らしの実現 に向けた取組を推進していきます。

# 基本目標2 ともに支え合い暮らせるまち

誰もが、お互いに人格と個性を尊重し合いながら、それぞれが役割をもち、支え合って暮らせることを目標とします。

日常生活における様々な悩みや不安を気軽に相談できる体制づくり、地域のネットワークによる連携した支援、障がいを理由とする差別の解消、地域との交流促進など、誰もが共生する社会の実現に向けた取組を推進していきます。

# 基本目標3 安全・安心に暮らせるまち

障がい者が、災害等から自らを守ることができ、人としての尊厳や権利が守られる中で、安全・安心に暮らせることを目標とします。

災害時に備えた自助・共助・公助の取組に加え、障がい者虐待の防止、成年後見制度の利用支援、ユニバーサルデザインのまちづくりなど、安全・安心で快適な暮らしの実現に向けた取組を推進していきます。

# (3) 取組の横断的な視点

基本理念を実現するための計画の推進にあたっては、次の3つの視点に基づき取 組を進めていきます。

#### 視点1 本人の「自己決定の尊重」

障がい者を、自らの決定に基づき社会に参加する主体としてとらえ、自己決定を 尊重した取組を進めていきます。

また、自己決定を尊重する観点から、本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明できるよう、必要な支援を行っていきます。

#### 視点2「地域力」による連携・協働

大田区基本構想では、「地域力」を「区民一人ひとりの力を源として、自治会・町会、事業者、団体・NPOなど様々な主体が持っている力、それら相互及び区との連携・協働によって生まれる力を含んだものであり、防犯・防災、福祉、子育て、教育、産業、環境、国際交流、まちの魅力づくりなど、多様な地域の課題を解決し、魅力ある地域を創造していく力」と定義しています。

「地域力」を、地域課題を解決し、障がい者が暮らし続けられる地域づくりに欠かせない力として積極的に活用し、様々な機関と連携・協働した取組を進めていきます。

#### 視点3 生涯を通じた「切れ目のない支援」

生まれたときから、入学、就労、親なき後の生活まで、人生のそれぞれの節目における「時期の切れ目のない支援」に加え、障がい者と要介護の親の世帯などの複合的な課題に対する「分野の切れ目のない支援」を行っていきます。

また、二次的な障がいや虐待等の予防、早期発見・早期対応により、状況の複雑 化・困難化を防止する取組を進めていきます。

# ◆めざす姿のイメージ

#### 自分らしく安心した暮らしの実現

在宅生活(家族との同居、一人暮らし等)、サービスの利用(施設通所等)

通院・入院・訪問診療(病気の治療、予防等)

通園 • 通学 (体験、学習、進路選択等)

就労(正社員、アルバイト等)

放課後・休日活動(遊び、習い事等)

社会参加(趣味等)









乳幼児期 (主に0~6歳頃) 学齢期 (主に7~15歳) 青年期・成人期 (主に16~64歳頃) 高齢期 (主に65歳以上)

# 早期発見・切れ目のない 一貫した支援

#### 保健·医療

- 病院診療所
- ・訪問看護ステーション
- 薬局
- 保健所 等



#### 福祉

- ・障害福祉サービス事業者
- 相談支援事業者
- ・地域包括支援センター
- ・ 社会福祉協議会 ・ 障がい者団体 等



# 大 田 区

# 教育·保育

- 保育園
- 幼稚園
- 児童館
- 小学校
- 中学校
- 高等学校
- 特別支援学校 等



# 地域等

- 民牛委員児童委員
- 自治会町会 企業
- 公共職業安定所 後見人
- •NPO ・ボランティア 等



# 4 計画の期間

本計画の期間は、2018(平成30)年度から2020(平成32)年度までの3年間とします。



# 5 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、大学教授、弁護士等の学識経験者、福祉、保健医療、教育、地域、雇用の各分野の関係団体等の代表者、公募区民で構成される「大田区障がい者施策推進会議」において検討を行いました。

区においては、関連する部局の管理職で構成する「庁内検討委員会」を開催し、 検討・調整を行いました。

また、区内の障がい者及び事業者に対し実態調査を行ったほか、広く区民の意見を反映させるため、パブリックコメントと区民説明会を実施しました。

# 第2章 大田区の障がい者の状況

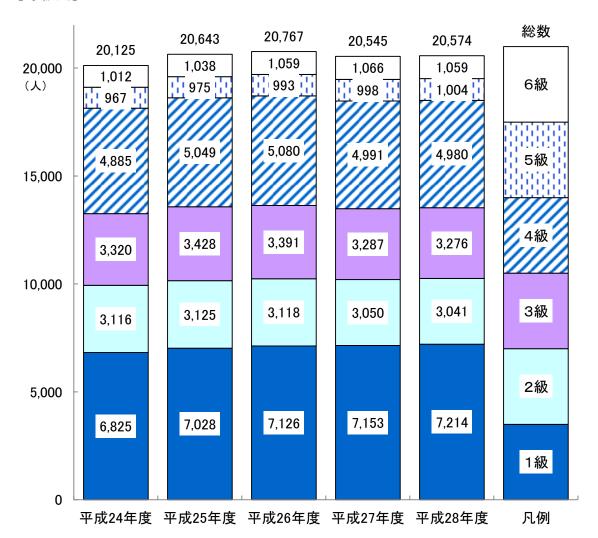
# 1 障がい者手帳所持者等の状況

# (1) 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者数は、平成 24 年度以降 20,000 人台で推移しており、平成 28 年度で 20,574 人となっています。

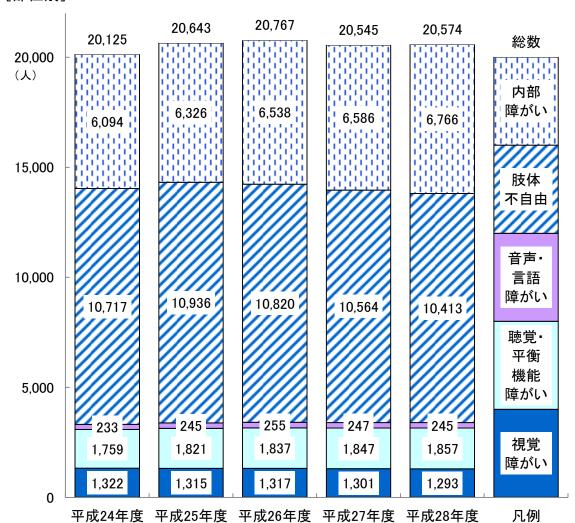
等級別では「1級」が最も多く、平成24年度と比べて約400人増加しています。 部位別では「肢体不自由」が最も多く、次いで「内部障がい」となっています。

#### [等級別]



各年度3月31日現在

#### [部位別]



平成 28 年度総数18 歳未満18 歳以上身体障害者手帳所持者数(人)20,57436420,210総数に占める割合(%)100.01.898.2

各年度3月31日現在

#### ◇身体障害者手帳

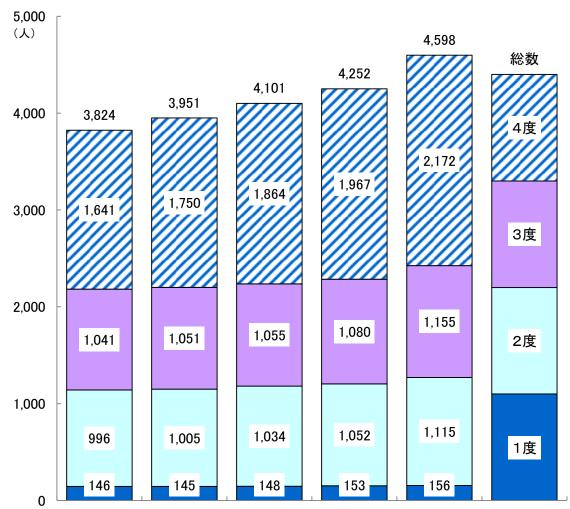
身体に障がいのある方が、身体障害者福祉法に定める障がいに該当すると認められた場合に、本人(15歳未満の場合は保護者)の申請に基づいて交付されます。 各種の障害福祉サービスを受けるための前提となり、障がいの程度により 1 級から7級(1級が最重度)にわかれています。

7級(肢体不自由のみ該当)の障がい1つだけで手帳の交付はされませんが、 7級の障がいが2つ以上重複する場合や、6級以上の障がいと重複する場合は、 手帳が交付されます。

# (2) 愛の手帳所持者の状況

愛の手帳所持者数は、年々増加していく傾向が見られ、平成 28 年度で 4,598 人となっています。

等級別では「4度」が最も多く、毎年100人以上増加しています。



平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度 凡例

平成 28 年度	総数	18 歳未満	18 歳以上
愛の手帳所持者数(人)	4,598	1,036	3,562
総数に占める割合(%)	100.0	22.5	77.5

各年度3月31日現在

#### ◇愛の手帳

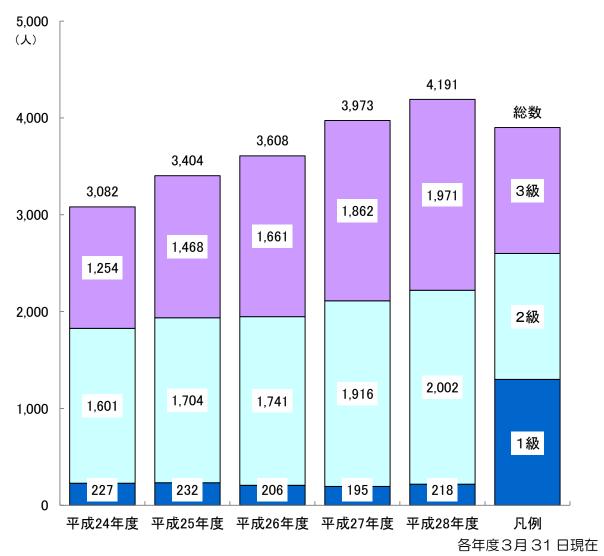
知的に障がいのある方が、色々なサービスを受けるために必要な手帳として、東京都が独自に設けています。国の制度として「療育手帳」があり、愛の手帳はこの制度の適用を受けています。

障がいの程度を総合的に判定し、1度から4度(1度が最重度)に該当すると認められた場合に交付されます。

# (3) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、年々増加していく傾向が見られ、平成 28 年度で4,191 人となっています。

等級別では「2級」が最も多く、次いで「3級」となっています。特に「3級」の伸びが大きく、平成 24 年度と比べて 700 人以上増加しています。



#### ◇精神障害者保健福祉手帳

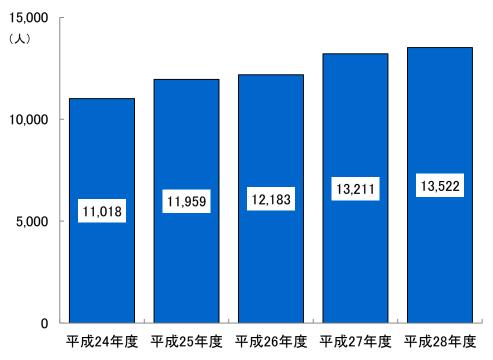
精神障がいのため、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方が対象です。入院・在宅による区別や年齢制限はありません。

障がいの程度により1級から3級(1級が最重度)にわかれています。

身体障害者手帳や愛の手帳と異なり、有効期間(2年間)があるため、継続する ためには2年ごとに更新の手続が必要になります。

# (4) 自立支援医療費(精神通院医療) 申請者の状況

自立支援医療費(精神通院医療)申請者数は、年々増加していく傾向が見られ、 平成28年度で13,522人と、平成24年度に比べ2,000人以上増加しています。



各年度3月31日現在

#### ◇自立支援医療費制度 (精神通院医療)

精神障がいにより精神科病院等に通院している場合に、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

原則として医療費の1割が自己負担となりますが、所得に応じて負担上限額が 設定されています。

ただし、所得によって対象とならない場合や、一定の要件を満たす方に全額が 助成される場合もあります。

有効期間が1年間となっているため、継続するためには手続が必要になります。

# (5) 難病医療費等助成申請者の状況

難病医療費等助成申請者数は、平成28年度で6,468人となっています。

(人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度
指定難病(国疾病)	5,988	6,419
都疾病(経過措置の疾病を含む)	252	49
総数	6,240	6,468

各年度3月31日現在

#### ◇難病医療費等助成制度

国又は都の指定する疾病にり患している方で、一定の要件を満たす場合に、その治療にかかる医療費等の一部を公費で負担する制度です。

平成 26 年 5 月に「難病の患者に対する医療等に関する法律(以下「難病法」 という。)」が公布され、平成 27 年 1 月 1 日から、110 疾病を指定難病として、新たな難病医療費助成制度が始まりました。

その後、平成 27 年 7 月 1 日に 196 疾病が追加、平成 29 年 4 月 1 日に 24 疾病が追加され、330 疾病が医療費助成の対象となっています。

東京都においては、平成 29 年4月1日現在、難病法に基づく指定難病に加え、 8疾病が医療費助成の対象となっています。

また、障害者総合支援法の対象疾病にり患している方で、必要と認められた場合には、障がい者手帳の有無にかかわらず、障害福祉サービス等を利用することができます。

障害者総合支援法の対象疾病は、平成29年4月1日から、358疾病に拡大されています(難病法に基づく指定難病は全て対象疾病に含まれています。)。

# 2 発達障がい者の状況

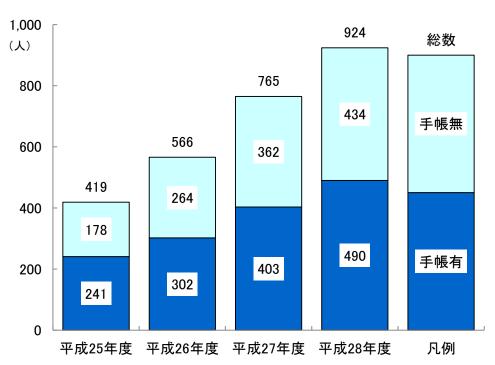
発達障がいは、知的な遅れを伴う場合と伴わない場合があることや、障がい特性の表出時期が異なることから、障がい者手帳の有無によってのみでは判断できないため、対象となる方の人数を正確に把握することは困難です。

そのため、以下の数値等は、発達障がい者の状況を捉えるための参考値であり、 発達障がい者の正確な人数を示すものではありません。

# (1) 通所受給者証所持者の状況

障害児通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービスなど)の利用に際し交付される通所受給者証所持者数は、年々増加していく傾向が見られ、平成 28 年度は924人と、平成 25 年度の約2倍になっています。

また、障がい者手帳がなく、障害児通所支援を利用している方の多くは、発達障がい等により支援が必要な方であると考えられ、その人数は平成 28 年度で 434 人となっています。



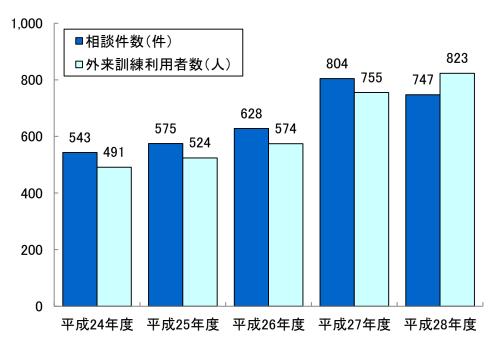
各年度3月31日現在

# (2) こども発達センターわかばの家の状況

こども発達センターわかばの家では、心身に発達の遅れや偏り、またその疑いがある就学前の乳幼児と保護者の方に対して相談支援等の事業を行っています。

相談件数は、発達障がいに関する相談も含めて増加傾向にあり、平成 28 年度で 747 件となっています。

また、幼稚園や保育園に通いながら、月に1回の療育訓練を受ける外来訓練の利用者数も増加傾向にあり、平成28年度で823人となっています。



各年度3月31日現在

# (3)特別支援学級・特別支援教室の状況

区立の小中学校では、障がいのある児童・生徒一人ひとりのニーズに対応した適切な指導や支援を行うために、特別支援学級を設置しています。

特別支援学級には、固定学級と通級指導学級があり、固定学級は知的障がい、通 級指導学級は、発達障がいも含めた情緒障がい等、弱視、難聴、言語障がいが対象 となっています。

小学校では、平成 28 年度から情緒障害等通級指導学級に変わり、特別支援教室 (サポートルーム) が全校に設置されており、平成 29 年度は 715 人が利用しています。

また、情緒障害等通級指導学級が設置されている中学校は 4 校あり、平成 29 年度は 91 人が利用しています。

(人)

	区分	平成 26 年度 平成 27 年度		平成 28 年度	平成 29 年度
小学校	特別支援教室 ※平成 27 年度まで情緒障 害等通級指導学級	189	233	551	715
中学校	情緒障害等通級指導学級	66	74	86	91
総数		255	307	637	806

各年度5月1日現在

# (4) 障がい者総合サポートセンターの状況

障がい者総合サポートセンターでは、発達障がいも含め、様々な障がいに応じた 相談支援を行っています。

相談支援部門と就労支援部門(障がい者就労支援センター)における発達障がい者の相談件数は、平成 28 年度でそれぞれ 922 件、367 件となっており、平成 27 年度と比べて増加しています。

(件)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度
相談支援部門	625(9,951)	922(11,411)
就労支援部門(障がい者就労支援センター)	287(2,010)	367(1,917)
総数	912(11,961)	1,289(13,328)

<sup>※</sup> 括弧内は発達障がい者も含めた全体の相談件数です。

各年度3月31日現在

#### コラム①

# ~ 発達障がいについて ~

近年、発達障がいという言葉が広く知られるようになり、少しずつ理解も進んでいる状況にあります。

しかしながら、発達障がいの特性は一人ひとり異なり、きめ細やかな支援が必要となることなどから、さらなる理解促進等の取組が大切です。

#### 発達障がいとは

発達障がいには、法律的な定義、医学的な診断基準などがあります。

発達障害者支援法においては、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であり、その症状が通常低年齢で発現するもの」と定義されています。

また、医学的診断基準には、世界保健機構(WHO)の「ICD(国際疾病分類)」や、米国精神医学会による「DSM(精神疾患の診断・統計マニュアル)」などがあります。



#### 発達障がいの特徴

#### 【特性の現れ方が多様】

発達障がいの特性の現れ方は、個々の状況により様々です。例えば、学校でクラスが変わったことで急に落ち着かなくなったり、逆に落ち着いたりする場合があるなど、年齢や置かれる環境、周囲の対応の仕方などによって大きく変わります。

#### 【見えにくい障がい】

発達障がいは、その程度が重い場合や他の障がいを伴う場合には、早くに気づく ことがありますが、本人も周囲も気づくのが遅くなることがしばしばあります。保 護者の育て方、本人の怠けや性格の問題ではないため、なかなか理解されず、周囲 から誤解を受けてしまうこともあります。

#### 【二次的な障がいの恐れ】

発達障がい者は、自分の気持ちをうまく表現できない、その 場にあった行動がとれない、相手の気持ちをうまく理解するこ とができないなどの特性により、家族や先生に注意されたり、 友達にからかわれたりすることがあります。

そうしたことで自信を失い、ストレスや生きづらさを感じて、 不登校やひきこもりにつながったり、気分障がい(うつ等)な 、どの二次障がいを引き起こしたりすることがあります。

かけはし

【支援のためのツール】 サポートブック かけはし

# 3 大田区障がい者実態調査結果の概要

本計画の策定にあたり、障がい者の生活状況やサービスの利用状況等を把握するための調査を実施しました。

# (1)調査の概要

#### ①調査対象

区内在住の障がい者、区内でサービスを提供している事業者を対象として、無作為抽出により調査を実施しました。

調査種別	調査対象
18 歳以上調査	身体障害者手帳所持者、愛の手帳所持者、精神障害者保健福 祉手帳所持者、自立支援医療受給者証(精神通院)所持者、
18 歳未満調査	難病医療費等助成制度対象者、通所受給者証所持者(18歳未満のみ)
サービス事業者調査	指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児相 談支援事業者、指定障害児通所支援事業者

#### ②調査期間

平成 28 年 11 月 29 日~12 月 22 日

#### ③調査方法

郵送発送•郵送回収

#### 4回収結果

調査種別	発送数(A)	有効回収数(B)	回収率(B÷A×100)
18 歳以上調査	4,500	2,308	51.3%
18 歳未満調査	1,500	665	44.3%
サービス事業者調査	200	123	61.5%
合計	6,200	3,096	49.9%

<sup>※</sup> 百分率(%)の計算は、小数第2位を四捨五入し、小数第1位までを表示しています。

# (2) 主な調査結果

- ①生活に対する不安・困っていること
- 18 歳未満全体では、「進路や就職のこと」が最も高く、次いで「学校のこと(保育園や幼稚園も含む)」、「親が亡くなった後の過ごし方」となっています。
- 18 歳以上全体では、「健康や医療のこと」が最も高く、次いで「経済的なこと」、「特にない」となっています。

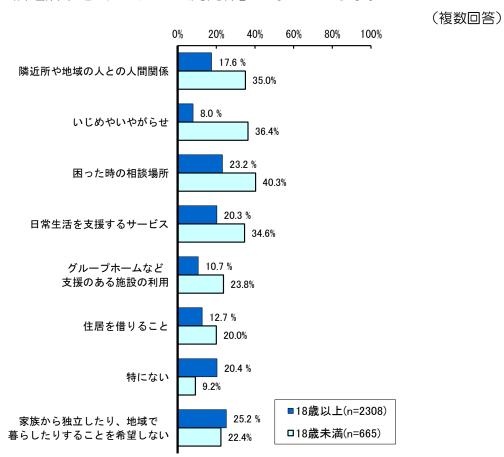
(複数回答、単位:%)

	学校のこと(保育園や幼稚園も含む)	経済的なこと	仕事のこと	家族のこと	健康や医療のこと	近所付き合いのこと	困ったときの相談先がないこと	<b>地路や就職のこと</b>	施設やサービスのこと	親が亡くなった後の過ごし方	余暇の過ごし方	いやがらせや暴力などを受けること	思うように意思疎通ができないこと	特にない	その他	無回約
18 歳未満 全体 (n=665)	44.1	20.9	ı	8.6	20.5	3.6	8.7	44.2	17.1	43.2	17.6	8.4	35.0	13.5	3.6	0.8
O ~ 2 歳 (n=31)	77.4	32.3	-	9.7	32.3	9.7	16.1	29.0	48.4	32.3	12.9	19.4	22.6	6.5	0.0	0.0
3~5歳 (n=141)	73.0	19.9	1	8.5	14.9	3.5	10.6	36.2	19.1	35.5	3.5	9.2	39.7	9.9	4.3	0.0
6~11 歳 (n=225)	43.6	17.3	-	6.7	17.3	2.2	6.2	36.9	14.2	40.0	17.3	7.1	39.1	12.0	3.1	0.4
12~14 歳 (n=104)	34.6	21.2	-	7.7	22.1	5.8	9.6	56.7	18.3	48.1	31.7	10.6	32.7	17.3	4.8	1.0
15~17 歳 (n=154)	18.8	24.7	1	11.7	26.0	3.2	8.4	57.8	13.0	53.2	23.4	5.8	29.9	18.8	3.2	0.0
18 歳以上 全体 (n=2308)	0.4	36.0	15.4	16.9	42.1	3.8	8.8	4.6	7.8	17.8	7.8	2.3	12.7	20.1	3.6	3.2
18~39 歳 (n=393)	1.5	39.4	32.1	19.1	37.2	4.6	10.7	14.0	7.9	46.3	16.3	3.3	23.2	11.7	0.0	1.5
40~64 歳 (n=772)	0.4	42.5	24.2	18.4	43.4	5.4	11.1	6.3	6.3	25.9	6.3	3.8	12.8	15.5	4.3	1.7
65 歳以上 (n=1123)	0.1	30.5	3.5	15.2	43.1	2.4	6.6	0.2	8.9	2.1	5.8	1.0	9.1	26.2	3.1	4.6

<sup>※ 18</sup>歳未満では、「仕事のこと」の選択肢がありません。

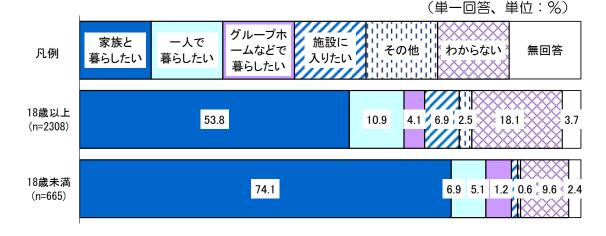
#### ②地域生活に対する不安

- 18歳以上では、「家族から独立したり、地域で暮らしたりすることを希望しない」が最も高く、次いで「困った時の相談場所」、「特にない」となっています。
- 18 歳未満では、「困った時の相談場所」が最も高く、次いで「いじめやいやがらせ」、「隣近所や地域の人との人間関係」となっています。



#### ③将来の暮らし方

● 18歳以上と18歳未満のどちらにおいても、「家族と暮らしたい」が最も高くなっています。



#### ④サービスを受けるまでに困ったこと

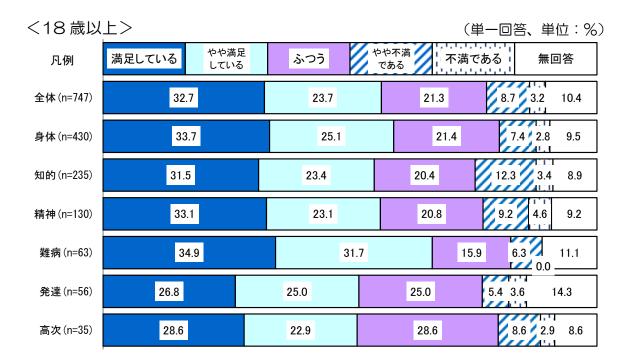
- 18 歳未満全体では、「制度や手続きがわかりにくい」が最も高く、次いで「手続きが大変」、「サービスの利用までに時間がかかる」となっています。
- 18歳以上全体では、「制度や手続きがわかりにくい」が最も高く、次いで「特に困らなかった」、「手続きが大変」となっています。

(複数回答、単位:%)

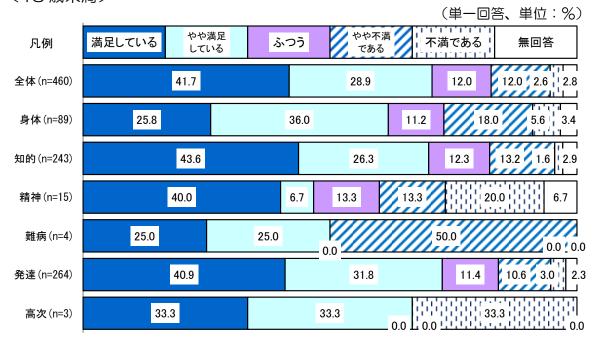
	制度や手続きがわかりにくい	手続きが大変	サービスの利用までに時間がかかる	自分に合った事業者が見つからない	事業者から断られた	その他	特に困らなかった	
18 歳未満 全体 (n=665)	43.3	42.0	28.4	17.7	9.5	11.7	17.4	3.3
O ~ 2 歳 (n=31)	45.2	41.9	48.4	29.0	3.2	32.3	9.7	0.0
3~5歳 (n=141)	47.5	35.5	41.1	15.6	8.5	9.2	14.2	2.8
6~11 歳 (n=225)	48.9	48.0	28.4	18.2	11.1	10.2	14.2	2.2
12~14 歳 (n=104)	35.6	44.2	20.2	21.2	6.7	9.6	26.0	2.9
15~17 歳 (n=154)	35.1	37.0	18.2	13.6	9.7	13.6	21.4	5.8
18 歳以上 全体 (n=2308)	31.7	24.2	13.1	6.8	1.6	8.4	29.3	17.2
18~39 歳 (n=393)	42.0	34.4	21.9	10.9	4.3	8.4	25.2	7.9
40~64 歳 (n=772)	33.8	28.6	12.7	7.6	1.3	9.2	30.4	12.4
65 歳以上 (n=1123)	27.1	17.5	10.2	4.7	0.9	7.9	30.2	23.2

#### ⑤サービスの満足度

- 18歳以上全体では、「満足している」が32.7%で最も高く、「満足している」と「やや満足している」を合わせた『満足』している層は、56.4%となっています。
- 18歳未満全体では、「満足している」が41.7%で最も高く、『満足』している層は、70.6%となっています。



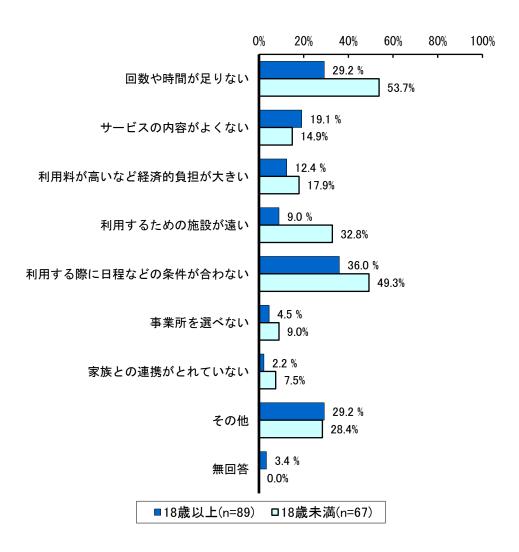
#### <18 歳未満>



#### ⑥サービスに不満を感じる内容

- 18歳以上では、「利用する際に日程などの条件が合わない」が最も高く、次いで「回数や時間が足りない」となっています。
- 18歳未満では、「回数や時間が足りない」が最も高く、次いで「利用する際に 日程などの条件が合わない」となっています。

(複数回答)



# ⑦就労についての不安や不満(18歳以上のみ)

● 全体では、「給料・賃金が少ない」が最も高く、次いで「障がい状態の変化や体調不良」、「職場の人たちとの人間関係がむずかしい」となっています。

(複数回答、単位:%)

分類	1番目	2番目	3番目	4番目	5番目			
全体 (n=616)	給料・賃金が 少ない	障がい状態 の変化や体 調不良	職場の人た ちとの人間 関係がむず かしい	雇用形態が 不安定	通勤がたい へん	特に不安 や不満は ない		
	33.1	23.7	13.0	11.9	9.7	31.0		
身体 (n=272)	給料・賃金が 少ない	障がい状態 の変化や体 調不良	通勤がたい へん	職場の人た ちとの人間 関係がむず かしい	障がいへの 理解が十分 でない	特に不安 や不満は ない		
	27.9	23.2	9.9	9.2	8.8	33.8		
知的 (n=102)	給料・賃金が 少ない	職場の人た ちとの人間 関係がむず かしい	雇用形態が 不安定	通勤がたい へん	昇給や昇進 に差がある /障がいへ の理解が十 分でない	特に不安や不満はない		
	35.3	21.6	12.7	11.8	8.8	32.4		
精神 (n=98)	給料・賃金が 少ない	障がい状態 の変化や体 調不良	職場の人た ちとの人間 関係がむず かしい	雇用形態が 不安定	障がいへの 理解が十分 でない	特に不安 や不満は ない		
	51.0	36.7	29.6	21.4	18.4	14.3		
難病 (n=171)	給料・賃金が 少ない	障がい状態 の変化や体 調不良	雇用形態が 不安定	通勤がたい へん	職場の 人 し 関係 ののむ が が に を を に に に に に に に に に に に に に	特に不安 や不満は ない		
	30.4	25.7	9.4	8.2	5.3	35.1		
発達 (n=29)	給料・賃金が 少ない	雇用形態が 不安定 障がい状態の変化や体調不 良/職場の人たちとの人間 関係がむずかしい			相談はいいにはいいががいたがががいたががががががががががががががいたがががでない。	特に不安 や不満は ない		
	62.1	41.4 37.9				10.3 特に不安		
高次 (n=7)	給料・賃金が 少ない	仕事がむずかしい/障がい状態の変化や体調不良/ 仕事内容が単調すぎる/昇給や昇進に差がある						
	28.6	14.3						

<sup>※</sup> 複数の枠にまたがっている項目は、同数だったことを示しています(以下同様)。

#### ⑧就労のための環境整備として必要なこと

- 18歳以上全体では、「健康状態にあわせて働ける」が最も高く、次いで「職場の人の障がいへの理解」となっています。
- 18 歳未満全体では、「職場の人の障がいへの理解」が最も高く、次いで「自分の家や、家の近くで働ける」となっています。

<18歳以上> (複数回答、単位:%)

分類	1番目	2番目	3番目	4番目	5番目
全体 (n=2308)	健康状態にあわ せて働ける	職場の人の障 がいへの理解	自分の家や、家 の近くで働け る	障がい者の利 用に配慮され た設備や職場	就労の場の紹介や相談が受けられる
	34.6	29.7	27.0	22.3	9.9
身体 (n=1312)	健康状態にあわ せて働ける	職場の人の障 がいへの理解	自分の家や、家 の近くで働け る	障がい者の利 用に配慮され た設備や職場	就労の場の紹介や相談が受けられる
	30.9	26.1	25.0	22.6	8.2
知的 (n=365)	職場の人の障が いへの理解	自分の家や、家 の近くで働け る	障がい者の利 用に配慮され た設備や職場	健康状態にあわせて働ける	就労の場の紹 介や相談が受 けられる
	38.6	31.2	25.2	18.9	10.7
精神 (n=387)	健康状態にあわ せて働ける	職場の人の障 がいへの理解	自分の家や、家 の近くで働け る	障がい者の利用に配慮された設備や職場	就労の場の紹 介や相談が受 けられる
	50.6	38.2	32.6	18.1	14.2
難病 (n=408)	健康状態にあわせて働ける	職場の人の障 がいへの理解	自分の家や、家 の近くで働け る	障がい者の利用に配慮された設備や職場	就労の場の紹 介や相談が受 けられる
	43.4	28.7	26.2	25.7	11.3
発達 (n=84)	職場の人の障が いへの理解	健康状態にあ わせて働ける	自分の家や、家 の近くで働け る	就労の場の紹 介や相談が受 けられる	障がい者の利用に配慮された設備や職場
	41.7	32.1	29.8	23.8	22.6
高次 (n=59)	健康状態にあわ せて働ける	職場の人の障 がいへの理解	自分の家や、家 の近くで働け る	障がい者の利 用に配慮され た設備や職場	就労の場の紹介や相談が受けられる
	33.9	30.5	28.8	20.3	10.2

<18 歳未満>

(複数回答、単位:%)

分類	1番目	2番目	3番目	4番目	5番目
全体 (n=665)	職場の人の障が いへの理解	自分の家や、家 の近くで働け る	障がい者の利 用に配慮され た設備や職場	就労の場の紹介や相談が受けられる	健康状態にあ わせて働ける
	54.9	29.2	28.6	19.2	15.6
身体 (n=156)	職場の人の障が いへの理解	自分の家や、家 の近くで働け る	障がい者の利用に配慮された設備や職場	健康状態にあわせて働ける	就労の場の紹 介や相談が受 けられる/企 業への雇用の 働きかけ
	46.2	31.4	30.1	27.6	14.1
知的 (n=358)	職場の人の障が いへの理解	自分の家や、家 の近くで働け る	障がい者の利用に配慮された設備や職場	就労の場の紹 介や相談が受 けられる	企業への雇用 の働きかけ
	53.9	36.6	33.2	15.1	13.4
精神 (n=38)	職場の人の障が いへの理解	自分の家や、家 /健康状態にあ	でがいまで動ける わせて働ける	障がい者の利用に配慮された設備や職場	就労の場の紹 介や相談が受 けられる/企 業への雇用の 働きかけ
	55.3		31.6	15.8	13.2
難病 (n=11)	健康状態にあわせて働ける	職場の人の障 がいへの理解	自分の家や、家 の近くで働け る	充実/企業への	や相談が受けら ができる施設の 雇用の働きかけ 用に配慮された
	63.6	45.5	27.3		9.1
発達 (n=326)	職場の人の障が いへの理解	障がい者の利 用に配慮され た設備や職場	自分の家や、家 の近くで働け る	就労の場の紹介や相談が受けられる	職業訓練がで きる施設の充 実
	57.4	28.5	23.9	23.3	14.7
高次 (n=4)	自分の家や、家の 健康状態にあわせ	せて働ける	職場の人の障がいへの理解/障がい者の利用に配慮された設備や職場		
		50.0			25.0

### 9健康や医療についての不安・困っていること

- 18歳以上全体では、「障がいの重度化や病気の悪化」が最も高く、次いで「医療費の負担が大きい」となっています。
- 18 歳未満全体では、「障がい専門の医療機関がない」が最も高く、次いで「障がいの重度化や病気の悪化」となっています。

<18 歳以上> (複数回答、単位:%)

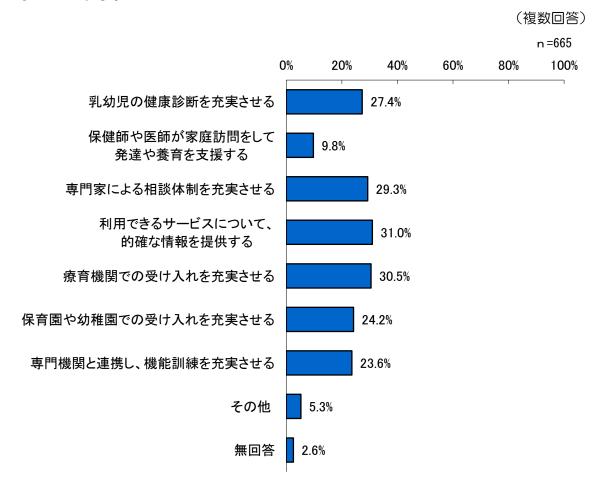
分類	1番目	2番目	3番目	4番目	5番目	
全体 (n=2308)	障がいの重 度化や病気 の悪化	医療費の負担が大きい	栄養管理が 難しい	気軽に相談ができない	薬の管理が 難しい	特にない
	37.8	19.3	12.1	11.1	8.3	28.9
身体 (n=1312)	障がいの重 度化や病気 の悪化	医療費の負担が大きい	栄養管理が 難しい	気軽に相談ができない	薬の管理が 難しい	特にない
	39.4	17.9	11.1	7.9	6.3	29.6
知的 (n=365)	障がいの重 度化や病気 の悪化	薬の管理が 難しい	栄養管理が 難しい	治療の説明 が充分に理 解できない	気軽に相談ができない	特にない
	27.7	18.4	17.0	15.3	14.5	31.2
精神 (n=387)	障がいの重 度化や病気 の悪化	気軽に相談ができない	医療費の負担が大きい	栄養管理が 難しい	薬の管理が 難しい	特にない
	35.1	25.1	20.9	17.6	12.4	22.5
難病 (n=408)	障がいの重 度化や病気 の悪化	医療費の負 担が大きい	栄養管理が 難しい	気軽に相談ができない	薬の管理が 難しい	特にない
	48.8	28.9	9.6	6.9	5.4	26.2
発達 (n=84)	障がいの重 度化や病気 の悪化	気軽に相談 ができない	障がい専門 の医療機関 がない	医療費の負担が大きい	薬の管理が 難しい	特にない
	33.3	28.6	22.6	21.4	20.2	20.2
高次 (n=59)	障がいの重 度化や病気 の悪化	医療費の負担が大きい	気軽に相談ができない	説明が充分に	しい/治療の 理解できない の介助者確保	特にない
	42.4	30.5	18.6		16.9	18.6

<18 歳未満> (複数回答、単位:%)

分類	1番目	2番目	3番目	4番目	5番目	
全体 (n=665)	障がい専門 の医療機関 がない	障がいの重 度化や病気 の悪化	気軽に相談 ができない	栄養管理が難説明が充分に現		特にない
	22.7	19.4	14.6		8.7	37.0
身体 (n=156)	障がいの重 度化や病気 の悪化	障がい専門 の医療機関 がない	気軽に相談ができない	医療費の負担が 通院のための 難しい		特にない
	50.6	16.0	9.6		9.0	23.7
知的 (n=358)	障がい専門 の医療機関 がない	障がいの重 度化や病気 の悪化	気軽に相談 ができない	治療の説明が 充分に理解で きない	栄養管理が 難しい	特にない
	25.1	19.8	14.2	12.0	10.1	34.1
精神 (n=38)	薬の管理が難しい/ 気軽に相談ができない		医療費の負担が大きい	障がいの重度 化や病気の悪 化	栄養管理が 難しい専門の 医療機関が ない	特にない
		23.7	21.1	15.8	10.5	34.2
難病 (n=11)	障がいの重度 化/薬の管理が		/医療費の負	しい/気軽に相 担が大きい/休 医療機関がない		特にない
		18.2			9.1	54.5
発達 (n=326)	障がい専門 の医療機関 がない	気軽に相談ができない	障がいの重 度化や病気 の悪化	栄養管理が難 しい	薬の管理が 難しい	特にない
	27.3	16.6	13.2	12.3	11.0	38.7
高次 障がいの重度化や病気の悪化/にの医療機関がない/気軽に相談が						特にない
(n=4)			25.0			25.0

### ⑩早期発見・早期訓練のために必要なこと(18歳未満のみ)

● 「利用できるサービスについて、的確な情報を提供する」が最も高く、次いで「療育機関での受け入れを充実させる」、「専門家による相談体制を充実させる」となっています。



### ⑪教育で充実してほしいこと(18歳未満のみ)

● 全体では、「障がいに応じた専門的な教育」が最も高く、次いで「状況に応じて 学ぶ場を変更できる制度」、「学校での受け入れ体制」となっています。

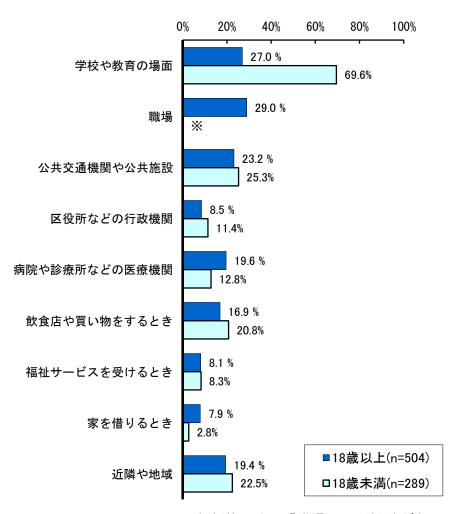
(複数回答、単位:%)

	障がいに応じた専門的な教育	学校での受け入れ体制	普通学級での受け入れ体制	状況に応じて学ぶ場を変更できる制度	障がいのある子とない子の交流機会	その他	無回答
全体 (n=665)	58.6	30.5	21.7	32.2	21.1	6.9	3.9
O ~ 2 歳 (n=31)	54.8	29.0	25.8	41.9	19.4	6.5	0.0
3~5歳 (n=141)	58.9	51.1	36.2	36.9	14.2	7.1	2.1
6~11 歳 (n=225)	57.3	27.6	21.8	31.6	24.0	6.2	4.0
12~14 歳 (n=104)	69.2	22.1	10.6	27.9	25.0	6.7	2.9
15~17 歳 (n=154)	53.2	21.4	14.9	29.9	22.1	8.4	6.5

### 迎差別を受けた場所や場面

- 18 歳以上全体では、「職場」が最も高く、次いで「学校や教育の場面」、「公 共交通機関や公共施設」となっています。
- 18 歳未満全体では、「学校や教育の場面」が最も高く、次いで「公共交通機関 や公共施設」、「近隣や地域」となっています。

(複数回答)

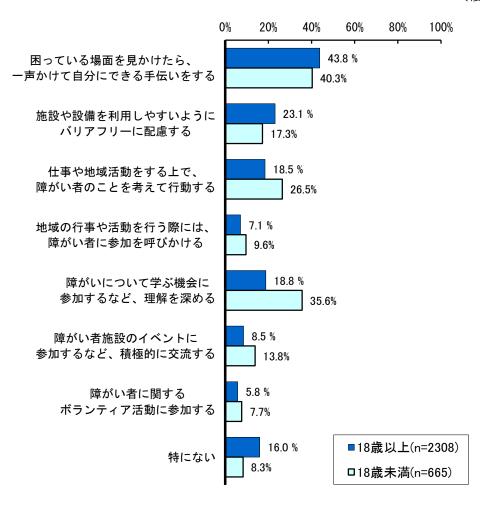


※ 18 歳未満では、「職場」の選択肢がありません。

### (3)社会参加で地域の人に望むこと

- 18歳以上では、「困っている場面を見かけたら、一声かけて自分にできる手伝いをする」が最も高く、次いで「施設や設備を利用しやすいようにバリアフリーに配慮する」、「障がいについて学ぶ機会に参加するなど、理解を深める」となっています。
- 18歳未満では、「困っている場面を見かけたら、一声かけて自分にできる手伝いをする」が最も高く、次いで「障がいについて学ぶ機会に参加するなど、理解を深める」、「仕事や地域活動をする上で、障がい者のことを考えて行動する」となっています。

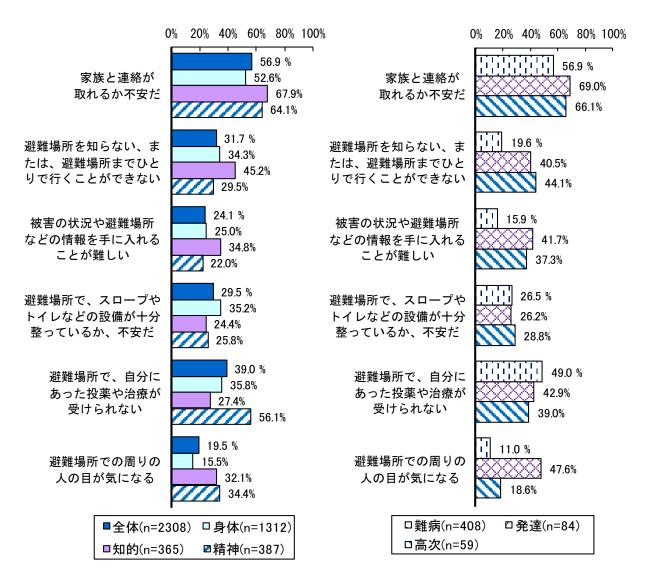
(複数回答)



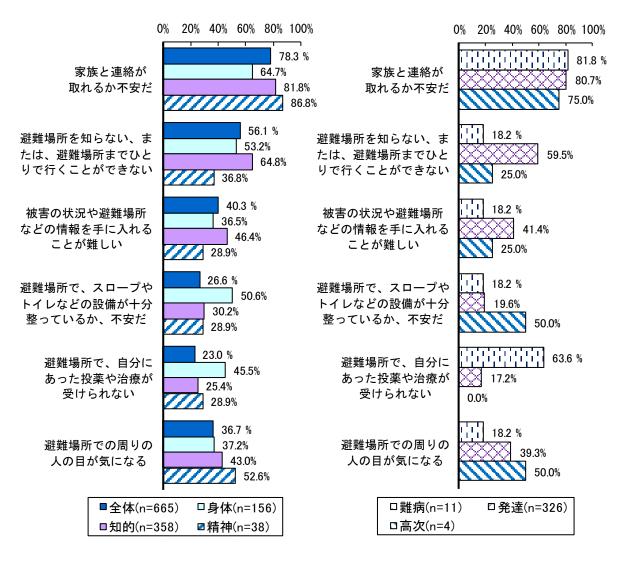
### 40災害時の不安

- 18歳以上全体では、「家族と連絡が取れるか不安だ」が最も高く、次いで「避難場所で、自分にあった投薬や治療が受けられない」、「避難場所を知らない、または、避難場所までひとりで行くことができない」となっています。
- 18 歳未満全体では、「家族と連絡が取れるか不安だ」が最も高く、次いで「避難場所を知らない、または、避難場所までひとりで行くことができない」、「被害の状況や避難場所などの情報を手に入れることが難しい」となっています。

<18歳以上> (複数回答)



<18 歳未満> (複数回答)



## ⑤今後充実を希望する障がい者施策

- 11歳以下では、「療育や教育の充実」が最も高くなっています。
- 12~14歳では、「働きやすい環境づくり」が最も高くなっています。
- 15歳以上では、「手当や年金などの経済的な支援」が最も高くなっています。

(複数回答、単位:%)

分類	1番目	2番目	3番目	4番目	5番目
O~2歳 (n=31)	療育や教育の 充実	相談支援や情報を手当や年金などの		働きやすい環 境づくり	障がい者に配 慮された住ま いの整備
	64.5		32.3	25.8	22.6
3~5歳 (n=141)	療育や教育の 充実	相談支援や情 報提供の充実	障がいについ ての理解の促 進	働きやすい環 境づくり	手当や年金な どの経済的な 支援
	71.6	44.0	31.2	20.6	15.6
6~11 歳 (n=225)	療育や教育の充実	相談支援や情 報提供の充実	手当や年金な どの経済的な 支援	障がいについ ての理解の促 進	働きやすい環 境づくり
	53.3	31.6	30.7	29.3	24.9
12~14 歳 (n=104)	働きやすい環 境づくり	療育や教育の 充実	手当や年金な どの経済的な 支援	グループホー ムなどの地域 で暮らせる場 の整備	相談支援や情報提供の充実
	38.5	31.7	29.8	28.8	27.9
15~17 歳 (n=154)	手当や年金な どの経済的な 支援	働きやすい環 境づくり	障がいについ ての理解の促 進	グループホー ムなどの地域 で暮らせる場 の整備	相談支援や情 報提供の充実
	40.3	37.7	35.1	28.6	22.1
18~39 歳 (n=393)	手当や年金などの経済的な支援	相談支援や情 報提供の充実	障がいについ ての理解の促 進	働きやすい環 境づくり	グループホー ムなどの地域 で暮らせる場 の整備
	40.5	34.4	29.0	27.5	21.4
40~64 歳 (n=772)	手当や年金な どの経済的な 支援	相談支援や情 報提供の充実	障がいについ ての理解の促 進	医療やリハビ リの充実	働きやすい環 境づくり
	46.8	35.6	21.4	18.4	16.7
65 歳以上 (n=1123)	手当や年金な どの経済的な 支援	相談支援や情 報提供の充実	在宅で受けら れるサービス の充実	医療やリハビ リの充実	入所施設の整 備
	36.7	32.8	24.4	21.1	15.0

# 第3章 施策の展開

### 1 重点課題

基本理念を実現するために区が取り組むべき課題のうち、今後の3年間で優先的に 取り組んでいく課題を重点課題として定めました。

それぞれの重点課題を解決していくための主な個別施策を重点施策として位置付け、積極的な取組を行っていきます。

### 重点課題1

### 地域での暮らしを支える場の機能強化

本人や介護者の高齢化、障がいの重度化等が進む中、「親なき後」も見据えて、地域での暮らしを支える体制を整備し、安心感を確保していく必要があります。

特に、医療的ケアの必要な方や発達障がい者など、多様化・複合化するニーズに応じて支援体制を整備していくことが大きな課題となっています。

そのため、短期入所施設等の緊急時の受入体制や、特別支援学校の卒業生等が利用する生活介護施設など、地域での暮らしを支える場の機能強化に取り組んでいきます。

また、障がい者総合サポートセンターの増築工事を行い、医療的ケアの必要な方を含む重度の障がい者も利用できる短期入所や学齢期の発達障がい児支援の機能を整備し(平成 31 年3月開設予定)、障がい者の生活を総合的に支援する拠点としての機能を充実させていきます。

さらに、区立障がい者施設の機能見直しや強化、既存の建物や公有地の有効活用による事業の実施等を検討していきます。

### 【課題解決に向けた重点施策】





緊急時の受入体制の充実

### 重点課題2

### 地域における包括的な支援体制の構築

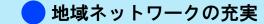
障がい者と要介護の親の世帯への支援など、複合的な課題を抱える方々に適切な 支援を行っていくため、それぞれの分野で縦割りの支援をするのではなく、包括的に 支援する体制を構築する必要があります。

そのため、障がい者総合サポートセンターをネットワークの「核」として、地域に おける包括的な支援体制を構築していきます。

相談、就労、グループホーム等の様々なネットワークを活用・強化しながら、地域における有機的な連携体制を構築していくとともに、様々なニーズに的確に応え、質の高いサービスを提供できる人材の育成に取り組んでいきます。

### 【課題解決に向けた重点施策】

─ サービスの質の確保・向上



### 重点課題3

### 権利擁護の推進

障がいの有無にかかわらず、全ての人の人権が尊重され、差別や虐待のない社会の 実現が求められています。

そのため、障がい者の権利を擁護し、促進するための取組を推進していきます。 障がいを理由とする差別の解消の推進に向けて、障害者差別解消法の周知や障がい に対する理解啓発等に取り組んでいきます。

また、障がい者虐待の防止に関する知識の普及を図るとともに、虐待の未然防止から、早期発見・早期解決、加害者への対応まで含めて、総合的な支援体制を整備していきます。

### 【課題解決に向けた重点施策】

- 障がいを理由とする差別の解消の推進
- 障がい者虐待防止等の推進

### 2 施策の体系

基本理念の実現に向けて、3つの基本目標に基づき推進する施策を定めました。

### 【基本目標1】 自分らしく暮らせるまち

- (1) 日中活動の場の整備(⇒49ページ) 重点
- (2)緊急時の受入体制の充実(⇒50 ページ) 重点
- (3)居住の場の確保・充実(⇒52ページ)
- (4)サービスの質の確保・向上(⇒53ページ) 重点
- 🧹(5)就労支援の充実(⇒54 ページ)
- (6) 地域生活移行支援の充実(⇒55ページ)
- 🧹(7)余暇活動の充実(⇒56 ページ)
- (8)保健・医療の充実(⇒58ページ)
- 🧹(9)教育の充実(⇒59 ページ)
- 🧹(10)保育の充実(⇒60 ページ)
- (11) 発達障がい者支援の充実(⇒61ページ)
- (12)高次脳機能障がい者支援の充実(⇒62 ページ)

### 【基本目標2】 ともに支え合い暮らせるまち

- (1)相談支援の充実(⇒63ページ)
- 🧹(2)地域ネットワークの充実(⇒64 ページ) 🛮 重点 🦳
- (3)障がいを理由とする差別の解消の推進(⇒65ページ) 重点
- (4)地域との交流の充実(⇒67ページ)

### 【基本目標3】 安全・安心に暮らせるまち

- < (1) 災害時相互支援体制の整備(⇒68ページ)
- (2) 福祉避難所の体制整備(⇒70ページ)
- (3) 防犯対策の充実(⇒71ページ)
- (4)消費者トラブル防止体制の推進(⇒72ページ)
- (5)障がい者虐待防止等の推進(⇒73ページ) 重点
- 🧹(6)成年後見制度利用支援の充実(⇒74 ページ)
- (7) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進(⇒75ページ)

### ◆施策の体系図

基本理念 基本目標 個別施策 (1)日中活動の場の整備 障 (2) 緊急時の受入体制の充実 重点 が い者が地域で自分らしく安心して暮らせるまちをつくります (3) 居住の場の確保・充実 (4) サービスの質の確保・向上 重点 (5) 就労支援の充実 基本目標1 (6) 地域生活移行支援の充実 自分らしく (7) 余暇活動の充実 暮らせるまち (8) 保健・医療の充実 (9) 教育の充実 (10) 保育の充実 (11) 発達障がい者支援の充実 (12) 高次脳機能障がい者支援の充実 (1) 相談支援の充実 基本目標2 (2) 地域ネットワークの充実 重点 ともに支え合い (3) 障がいを理由とする差別の解消の推進 重点 暮らせるまち (4) 地域との交流の充実 (1) 災害時相互支援体制の整備 (2) 福祉避難所の体制整備 基本目標3 (3) 防犯対策の充実 安全・安心に (4)消費者トラブル防止体制の推進 暮らせるまち (5) 障がい者虐待防止等の推進 重点 (6) 成年後見制度利用支援の充実 (7) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

	取組内容
C	区立施設の機能見直し・強化 ○民間事業者の整備支援
	)短期入所事業の充実 〇緊急一時保護事業の実施・見直し
	)グループホームの整備支援 〇グループホームの運営支援 〇住宅確保の支援
<u> </u>	)福祉人材の育成・定着支援 〇指導検査等の実施 〇福祉サービス第三者評価の受審促進
C	)就労支援ネットワークの充実 O就労促進・定着支援事業の推進
	)地域生活移行支援体制の充実 〇つばさホーム前の浦の機能強化
	)余暇活動支援の充実 O障がい者スポーツの推進
	)早期発見・早期支援の推進 〇精神障がい者への支援の充実 )難病患者への支援の充実 〇医療的ケアの必要な方の在宅生活支援の充実
	)幼児教育の振興 〇就学・教育相談の充実 〇特別支援教育の充実
	)統合保育の充実 〇学童保育室での受入体制の充実
	発達支援の充実 〇発達支援ネットワークの充実 〇発達障がいの理解啓発の推進
	)障がい特性に応じた支援の充実 〇関係機関との連携強化 〇高次脳機能障がいの理解啓発の推進
	)相談支援体制の強化 Oケアマネジメント能力の向上 Oピアカウンセラー・相談員の活動推進
	)障がい者総合サポートセンターを「核」とした地域ネットワークの構築 O自立支援協議会の運営
	)行政サービス等における合理的配慮の推進 〇障がい者差別解消支援地域協議会の充実 )障がい者差別解消のための啓発活動の推進
	)しょうがい者の日のつどい・障害者福祉強調月間の実施 〇地域交流事業の実施
	)要配慮者及び避難行動要支援者支援の推進 〇災害時相互支援意識の普及啓発
	つ福祉避難所備蓄品の配備 〇福祉避難所開設訓練の推進
	<ul><li>○福祉施設等の安全体制の確保 ○振り込め詐欺等防止のための啓発活動の推進</li></ul>
	)関係機関との情報共有 〇消費者トラブル防止のための啓発活動の推進
	)障がい者虐待防止研修の実施 〇障がい者虐待防止のための啓発活動の推進 )障がい者虐待への対応実施
C	の成年後見制度の利用促進
	)地域力を活かしたまちづくりパートナー活動の推進 〇心のバリアフリーの促進 )ユニバーサルデザインに配慮した区民サービスの改善

### 3 個別施策

個別施策ページでは、各個別施策の具体的な取組内容等を掲載しています。 個別施策ページの見方は、以下のとおりです。

#### ■個別施策名

各個別施策名を記載しています。

重点的に進めていく個別施策には、<mark>重点</mark>と 表示しています。

### (1)日中活動の場の整備 重点

#### ■施策概要

各個別施策の取組の概要、施策をとりまく課題 や背景などをまとめて記載しています。

■これまでの主な取組

区が平成 29 年度まで に取り組んできた事業や 成果等をピックアップし て記載しています。

### ■取組内容

各個別施策における3 年間の具体的な取組内容 を記載しています。 新規の取組内容には、

新規と表示しています。

サービスを必要とする方の増加や障がいの重度化などに対応するため、日中活動 の場となる生活介護施設等を確保していく必要があります。

▼ また、医療的ケアの必要な方や発達障がい者への支援など、障がい特性による多様なニーズに対応していくことも重要です。

障がい者総合サポートセンターの機能拡充、区立障がい者施設の機能見直し、既存の建物や公有地の有効活用など、効果的かつ計画的な施設整備に取り組んでいきます。

#### 〔これまでの主な取組〕

- 平成27年3月に開設した障がい者総合サポートセンターにおいて、就労移行支援 事業及び自立訓練事業(機能訓練・生活訓練)を実施しています。
- 平成29年3月に、旧新蒲田福祉センターを志茂田小・中学校複合施設内に移転し、 「志茂田福祉センター」として就労継続支援B型事業等を実施しています。
- 平成29年4月から、上池台障害者福祉会館の生活介護事業を拡充し、知的障がい 者にもサービスを提供しています。
- 平成29年4月に、旧障害者就労支援センターの土地・建物を社会福祉法人に貸与し、就労継続支援B型施設を開設しました。

#### 〔これからの主な取組〕 ○ 区立施設の機能見直し・強化 障がい者総合サポートセンターで学齢期の発達障がい児を対象に、放課後 等デイサービスなどを実施 新規 • 志茂田福祉センターで高齢期就労継続支援B型モデル事業の実施 新規 取組内容 • 既存の区立障がい者施設の機能見直し等を検討 ○ 民間事業者の整備支援 • 既存の建物や公有地の有効活用による事業の実施支援を検討 学齢期 青年期•成人期 対象ライフ **∡**ステージ 0 0 0 0 障害福祉課 障がい者総合サポートセンター 所管

#### ■対象ライフステージ

各個別施策がどのライフステージ の方を対象としているのかを示して います(該当箇所に「〇」)。

#### ■所管

各個別施策を中心となって推進していく所属名を記載しています。所属名の順番は、区の組織順になります。

## 【基本目標1】 自分らしく暮らせるまち

### (1)日中活動の場の整備 重点

サービスを必要とする方の増加や障がいの重度化などに対応するため、日中活動 の場となる生活介護施設等を確保していく必要があります。

また、医療的ケアの必要な方や発達障がい者への支援など、障がい特性による多様なニーズに対応していくことも重要です。

障がい者総合サポートセンターの機能拡充、区立障がい者施設の機能見直し、既存の建物や公有地の有効活用など、効果的かつ計画的な施設整備に取り組んでいきます。

#### 〔これまでの主な取組〕

- 平成27年3月に開設した障がい者総合サポートセンターにおいて、就労移行支援 事業及び自立訓練事業(機能訓練・生活訓練)を実施しています。
- 〇 平成29年3月に、旧新蒲田福祉センターを志茂田小・中学校複合施設内に移転し、 「志茂田福祉センター」として就労継続支援B型事業等を実施しています。
- 平成29年4月から、上池台障害者福祉会館の生活介護事業を拡充し、知的障がい 者にもサービスを提供しています。
- 〇 平成29年4月に、旧障害者就労支援センターの土地・建物を社会福祉法人に貸与 し、就労継続支援B型施設を開設しました。

#### 「これからの主な取組」

	○ 区立施設の機	能見直し・強化			
	• 障がい者総合サポートセンターで学齢期の発達障がい児を対象に、放課後				
	等デイサービス	などを実施 新規			
取組内容	・志茂田福祉セン	/ターで高齢期就労約	継続支援B型モデル₹	事業の実施 新規	
	• 既存の区立障がい者施設の機能見直し等を検討				
	○ 民間事業者の整備支援				
	・ 既存の建物や公有地の有効活用による事業の実施支援を検討				
対象ライフ	乳幼児期	学齢期	青年期•成人期	高齢期	
ステージ	0	0	0	0	
所管	障害福祉課を障力	がい者総合サポート	ーセンター		

### (2) 緊急時の受入体制の充実 重点

障がい者の在宅生活を支えるため、緊急時に安心して頼れる場を確保していく必要があります。

平成 30 年1月1日現在、区内には、短期入所施設が5か所、緊急一時保護施設が1か所ありますが、稼働率が高い施設もあり、今後も多くの需要が見込まれます。 また、区内には、医療的ケアの必要な方を含む重度の障がい者が利用できる施設がないため、緊急時の受け入れ先を確保することが難しい状況もあります。

障がい者総合サポートセンターの増築工事を行い、医療的ケアの必要な方を含む 重度の障がい者も利用できる短期入所の機能を整備するほか、つばさホーム前の浦 の機能見直しの検討などに取り組んでいきます。

#### 〔これまでの主な取組〕

- 短期入所のサービスを提供する区内の事業者に対し、運営費等の補助を実施しています。
- 家族等の事情により、一時的に家庭における介護が困難になった方を保護する区 独自の制度として緊急一時保護事業を実施しています。

	〇 短期入所事業	の充実		
取組内容	がい者も利用で <ul><li>つばさホーム前</li><li>区内の事業者に</li><li><b>緊急一時保護</b></li><li>つばさホーム前</li></ul>	ポートセンターで(できる短期入所を実施)の浦の機能見直しの 対する補助制度の原 事業の実施・見値 の浦の緊急時対応の る緊急一時保護事業	D検討 見直しの検討 I <b>し</b> D強化	方を含む重度の障
対象ライフ	乳幼児期	学齢期	青年期•成人期	高齢期
ステージ	0 0 0			
所管	障害福祉課 障がい者総合サポートセンター			

### コラム②

### ~ 障がい者総合サポートセンター さぽーとぴあ ~

「障がい者総合サポートセンター(愛称: さぽーとぴあ)」は、障がい者の暮らしを総合的に支える拠点施設として、平成27年3月1日に開設しました。

障がい者の自立と社会参加を促進し、障がいのある人もない人もともに支え合う 社会の実現をめざして取組を進めています。



### 事業の概要

#### 【相談支援部門】

区の相談支援の中核として、相談支援事業、区内福祉従事者の人材育成研修、障がい者虐待対応などを行っています。

#### 【居住支援部門】

自立訓練事業として、機能訓練と生活訓練を行っています。

#### 【地域交流支援部門】

「声の図書室」として、点字・録音図書の貸し出 しや閲覧、対面朗読サービス等を行っています。

また、障がいのある人もない人も楽しめる料理、

スポーツといった様々な余暇活動を提供しています。

#### 【就労支援部門】

障がい者の就労に関する相談、一般就労に向けた 訓練、就労後の職場定着支援などを行っています。



さぽーとぴあスペシャル・デーの様子

### 今後の展望

障がい者総合サポートセンターの機能拡充に向けて、平成31年3月の完成をめ ざし、増築工事を行っています。

ここでは、医療的ケアの必要な方を含む重度の障がい者も利用できる短期入所と

学齢期の発達障がい児の相談、療育等の支援 を行っていきます。

増築工事の完成をもって、障がい者総合サポートセンターの機能が揃います。

今後も障がい者の暮らしを総合的に支える 拠点としての役割を果たしていきます。



完成イメージ

### (3) 居住の場の確保・充実

親元からの自立、入所施設や精神科病院からの地域移行等を進めるため、グループホーム等の居住の場を確保していく必要があります。

平成30年1月1日現在、区内には68か所のグループホームがありますが、障がい者の地域生活を支える場として今後も需要が見込まれます。

グループホーム整備費の補助、研修などの実施によるグループホームの運営支援 に加え、民間賃貸住宅への入居支援などに取り組んでいきます。

#### 〔これまでの主な取組〕

- 区内で新規にグループホームを開設する事業者に整備費用を補助しています。
- 〇 平成27年の消防法施行令改正で、グループホームに指定消防設備の設置が義務付けられたため、補助金を交付し、自動火災報知設備等の設置促進を図りました。
- 施設の安全性向上のため、グループホーム等の施設に防犯設備の整備費用を補助 しています。
- 〇 平成 29 年7月に、グループホーム間の連携強化や情報共有等のため、「大田区障がい者グループホーム連絡会」を立ち上げました。
- 区内の民間賃貸住宅に居住し、転居先を探している障がい者世帯等に対し、協力 不動産店リストの提供、不動産関係団体への物件照会等を行っています。

#### [これからの主な取組]

にしたのとなれた。				
	○ グループホー	·ムの整備支援		_
	•区内で新規に開設する事業者に対する整備費補助の実施			
	• 防犯設備の整備	責用の補助を実施		
	・公有地活用等に	よる整備促進の検討	र्ज	
	○ グループホー	・ムの運営支援		
	• 障がい者グルー	プホーム連絡会を関	見催	
取組内容	• グループホーム	の特徴や空き情報等	穿の情報発信の仕組る	みを検討
	• 世話人等への研修の実施			
	○ 住宅確保の支	援		
	• 居住支援協議会	の設置新規		
	・住宅に困窮する	障がい者等に対し、	民間賃貸住宅への	入居を支援
	• 賠償責任保険料	及び家賃保証制度か	0入費の一部助成を	実施
	・取壊しによる立	退き等の際に礼金・	・仲介手数料等の一部	部助成を実施
対象ライフ	乳幼児期	学齢期	青年期•成人期	高齢期
ステージ			0	0
所管	障害福祉課を障力	い者総合サポート	・センター 建築調	<u></u> 野整課

### (4)サービスの質の確保・向上 重点

地域で安定した生活を送るためには、個々の状況に応じて適切なサービスを選択できるとともに、サービスの質の向上を図ることが重要です。

サービスの質の確保・向上に向けて、区内の障がい福祉従事者の人材育成及び定着の支援、区の福祉職職員として必要な能力向上のための研修の実施、福祉サービス第三者評価の受審促進などに取り組んでいきます。

#### 〔これまでの主な取組〕

- 区内で障がい福祉に従事する方の能力及び質の向上のため、平成27年度に「大田 区障がい福祉従事者人材育成基本方針」を策定し、研修を実施しています。
- 今後の区の福祉職職員のあり方と人材育成の指針について検討するため、平成28 年6月から「福祉職のあり方及び人材育成プラン検討部会」を開催して議論を重 ね、平成29年3月に「福祉職のあり方及び人材育成方針」を策定しました。
- 指定管理者が運営する区立障がい者施設の管理運営状況を、モニタリングを通じて検証し、適切なサービス提供を図るための指導監督を行っています。
- 区内の事業者に対し、福祉サービス第三者評価の受審費用の補助を実施するほか、 説明会や郵送等による受審勧奨を行っています。

	(2103 202 200 200 200 200 200 200 200 200 2					
	○ 福祉人材の育	○ 福祉人材の育成・定着支援				
	<ul><li>障がい福祉人材を体系的に育成するための研修を実施</li></ul>					
	• 介護事業所と障	害福祉サービス事業	<b>業所が連携できる研</b>	多の実施		
	•区の福祉職職員	が必要な能力をさら	らに高められる研修の	の実施		
	○ 指導検査等の	実施				
取組内容	• 指定管理者のモ	ニタリング実施				
	• 実地指導検査の実施					
	○ 福祉サービス	第三者評価の受審	促進			
	<ul><li>区立障がい者施</li></ul>	設の計画的かつ継続	売的な受審			
	•区内の事業者に	対し、説明会や郵送	送等による受審勧奨を	を実施		
	•区内の事業者に	対する受審費用の裕	輔助を実施 しゅうしん			
対象ライフ	乳幼児期	学齢期	青年期•成人期	高齢期		
ステージ	0	0	0	0		
所管	福祉管理課 障害福祉課 障がい者総合サポートセンター					

### (5) 就労支援の充実

平成25年に、「障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「障害者雇用促進法」という。)」が改正され、平成30年度から、法定雇用率が引き上げられるとともに、精神障がい者が法定雇用率の算定基礎に加わります。

また、障害者総合支援法の改正により、平成 30 年度から「就労定着支援事業」のサービスが新たに設けられることになりました。

障がい者の雇用をとりまく状況が変化していく中、本人及び企業への就労促進支援や就労定着支援等の取組をさらに強化していく必要があります。

労働、教育、福祉等の関係機関で構成するネットワーク会議の開催などにより、 就労支援の充実を図るとともに、多様なニーズに応じた就労促進支援事業等に取り 組んでいきます。

#### 〔これまでの主な取組〕

- 平成27年3月から、障がい者就労支援センターを障がい者総合サポートセンター へ移設し、就労移行支援事業等を実施しています。
- 関係機関との連携強化を図るため、「障害者就労促進担当者会議」のほか、平成 27年度から、「精神障がい者の職場体験実習実行委員会」や「就労移行支援事業 所連絡会」等の新たなネットワーク事業に取り組んでいます。
- 大田区自立支援協議会と連携して、平成28年度に就労定着支援の量と質の調査を 実施しました。

	(これの ラジエ・のみがは)				
	○ 就労支援ネッ	トワークの充実			
	• 各種ネットワーク会議の開催及び運営方法等の検討				
	・実務者による連	携が進むようなネッ	ットワーク会議の検討	उं	
	• 障がい福祉分野	以外と連携したネッ	ットワーク事業を実施	拖	
	• 生産活動支援施	設連絡会による受流	主契約の拡大等の取締	組の強化	
取組内容	○ 就労促進・定	着支援事業の推進			
בי הודווצה	<ul><li>・精神障がい者のチャレンジ雇用の実施 新規</li></ul>				
	• 障害者総合支援法改正による新たなサービスである就労定着支援事業を				
	踏まえた、既存事業の見直し・調整				
	• 多様なニーズに対応した就労相談の実施				
	•協力企業の開拓	i等による職場体験9	ミ習の実施		
	<ul><li>ネットワーク事</li></ul>	業等を活用した支援	爰者の育成		
対象ライフ	乳幼児期	学齢期	青年期•成人期	高齢期	
ステージ			0		
=	プログラス である できます できます できます できます できます できます できます できます				
所管		L会館 障がい者総	総合サポートセンタ	7—	

### (6) 地域生活移行支援の充実

入所施設や精神科病院から地域生活への移行を希望する方に対し、自らの望む生活を実現できるよう適切な支援を行っていく必要があります。

地域生活移行支援コーディネーター、相談支援事業者、医療機関等と連携し、地域移行支援や地域定着支援などのサービスを活用しながら、本人が望む地域生活の実現に向けて取り組んでいきます。

#### 〔これまでの主な取組〕

- 精神障害者地域生活安定化支援事業として、地域生活移行支援コーディネーター を2人配置し、退院促進や退院後の生活支援等を行っています。
- 障がい者総合サポートセンターで、地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援) を行っています。
- 地域生活への円滑な移行等のため、つばさホーム前の浦において自立生活訓練事業を実施しています。

	○ 地域生活移行支援体制の充実				
	<ul><li>地域生活移行支援コーディネーターの配置</li></ul>				
TRAD chocks		ご支援調整会議及び個地域党等表現 ウネ		・ヒマサルサホサメチスの	
取組内容	<ul><li>内容 ● 地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助等の実施による地域 定着促進</li></ul>				
	○ つばさホーム前の浦の機能強化				
	• 自立生活訓練事	業の見直しの検討			
対象ライフ	乳幼児期学齢期青年期・成人期高齢期〇〇				
ステージ					
所管	障害福祉課 障がい者総合サポートセンター				

### (7) 余暇活動の充実

豊かで潤いのある生活を送るためにはスポーツやレクリエーションなど、余暇の 時間を楽しめることが重要です。

東京 2020 オリンピック・パラリンピックを契機に、障がい者スポーツの普及や 理解の促進に取り組んでいきます。

また、充実した余暇活動の機会や仲間とレクリエーション等を楽しむ場を提供していきます。

#### 〔これまでの主な取組〕

- 仕事の後に仲間と会い、語らうことで、リフレッシュをしてもらうため、就労者 のための余暇活動支援事業を実施しています。
- 障がい者総合サポートセンターにおいて、レクリエーション等を提供するため、 余暇活動支援事業と若草・コスモス青年学級を実施しています。
- 障がい者がスポーツに親しむ機会を提供するとともに、健康の保持と増進を図る ため、障がい者水泳教室を実施しています。
- 「スポーツ健康フェスタ」への障がい者の参加を促進するため、障がい者施設へのチラシ配付等の周知活動や、手話通訳者を配置するなどの体制づくりを行っています。

#### [これからの主な取組]

していいろい				_
	○ 余暇活動支援の充実			
	- 余暇活動支援事業の実施			
	• 若草・コスモス	く青年学級の実施及で	びボランティア確保の	のための周知
取組内容	<ul><li>就労者のための</li></ul>	)余暇活動支援事業の	D実施	
以证约合	○ 障がい者スポーツの推進			
	• 障がい者スポーツ体験やパラリンピアンとの交流等の実施			
	• 指導者の育成等による障がい者スポーツの普及及び理解促進			
	• 参加型スポーツ	ノイベントの内容や周	別知方法の工夫等の	実施
対象ライフ	乳幼児期	学齢期	青年期•成人期	高齢期
ステージ	0	0	0	0
所管	スポーツ推進課	障がい者総合サホ	パートセンター	

### コラム③

### ~ 障がい者スポーツの祭典 ~

東京 2020 オリンピック・パラリンピックが開催されることになり、大きな盛り上がりを見せています。

スポーツには大きな力があり、参加するアスリート、スタッフ、家族、地域の方々など、様々な人が同じ時間の中で経験を分かち合うことで、楽しみ、夢や希望を与えてくれます。

### パラリンピック

パラリンピックとは、障がいのあるトップアスリートが出場できる世界最高峰の国際競技大会です。1960年にローマで開催された国際ストーク・マンデビル大会が、第1回パラリンピック競技大会と位置付けられています。1964年のオリンピック競技大会後に東京で開催された、国際ストーク・マンデビル大会で「パラリンピック」という名称が大会の愛称として名付けられました。

東京 2020 パラリンピック競技大会では、22 競技の開催が予定されています。競技会場は、基本的にオリンピックと同じ会場が使用され、大会の開会式・閉会式は新国立競技場で実施されます。東京は、世界で初めて2回目の夏季パラリンピックを開催する都市であり、ダイバーシティ(多様性)実現の大きな契機となる大会として注目されています。



シッティングバレー教室の様子

### デフリンピックとスペシャルオリンピックス

デフリンピックは、聴覚障がい者の総合スポーツ競技大会で、夏季、冬季の世界 大会が4年に一度開催されます。

足下のライトの点滅でスタートを知らせたり、旗を振ったりするなど、各競技で 視覚的に工夫する以外は、オリンピックと同じルールで運営されます。参加者は国 際手話を使ってコミュニケーションを図ります。

スペシャルオリンピックス(略称:SO)とは、知的障がい者に様々なスポーツトレーニングとその成果の発表の場である競技会を、年間を通じて提供している国際的なスポーツ組織です。名称が複数形で表されているのは、日常トレーニングから世界大会まで、様々な活動が行われていることを意味しています。

4年に一度、オリンピック競技種目に準じたスポーツプログラムで夏季、冬季の 世界大会が開催されています。

### (8) 保健・医療の充実

精神障がい者や難病患者、医療的ケアの必要な方などには、福祉分野だけではなく、特に保健・医療分野との緊密な連携によるきめ細やかな支援が必要です。

また、障がいを早期に発見し、適切な支援につなげていくことで、二次的な障がいなどを防止することも重要です。

医療的ケアの必要な方の支援を充実させるため、新たに各関連分野の支援機関による協議の場を設置するほか、難病等についての周知や医療機関等の関係機関と連携した支援に取り組んでいきます。

### 〔これまでの主な取組〕

- 地域健康課において、乳幼児健康診査や小児神経科医による乳幼児発達健康診査 を実施し、必要に応じて心理相談や、こども発達センターわかばの家、専門医療 機関等につないでいます。
- 思春期から高齢期まで、様々な心の問題について、専門医による精神保健福祉相談や保健師による相談を実施し、必要な人には治療の勧奨を行っています。
- 平成29年11月に、「大田区難病対策地域協議会」を設置しました。
- 平成27年度から、医療的ケアを必要とする在宅の重症心身障がい者の家族の一時的な休息等のため、訪問看護師等を派遣する重症心身障がい児(者)在宅レスパイト事業を実施しています。

にとれる。うの主な収配す				
	○ 早期発見・早	期支援の充実		
	• 乳幼児健康診査の実施			
	• 乳幼児発達健康	診査の実施		
	○ 精神障がい者	への支援の充実		
	• 精神保健福祉相	脱の実施		
	• 関係機関とのネ	マットワーク構築		
取組内容	○ 難病患者への支援の充実			
	<ul><li>●区内社会資源の周知推進</li></ul>			
	• 難病講演会の実	施		
	• 難病対策地域協	諸会の開催		
	○ 医療的ケアの	必要な方の在宅生	活支援の充実	
	• (仮称)医療的	]ケア児・者支援関係	系機関会議の設置	新規
	・重症心身障がい	児(者)在宅レス/	ペイト事業の拡充	
対象ライフ	乳幼児期	学齢期	青年期•成人期	高齢期
ステージ	0	0	0	0
所管	障害福祉課 健身	でつくり課 地域優		
<u></u> 所管	障害福祉課 健園 	見つくり課 地域優	<b>工</b> 康課	_

### (9) 教育の充実

障がいのある児童・生徒の教育については、子どもの成長段階に応じて、区立小中学校の通常の学級や特別支援学級、都立特別支援学校など、様々なステージにおいて、適切な教育を切れ目なく行うことが重要です。

幼児期から学齢期までの特別支援教育の充実を図るとともに、保護者の心情に配慮しながら、一人ひとりの児童・生徒が適切な教育を受けられるよう、発達の状態や障がいの特性に合わせた特別支援教育についての相談、助言を行っていきます。

また、特別支援教育や障がいに関する研修の充実を図り、通常の学級を含めた全ての教員の理解の向上に取り組んでいきます。

#### 〔これまでの主な取組〕

- 保護者を対象とした幼児教育相談や幼稚園への訪問相談等を実施しています。
- 幼稚園教諭や学校教員等に、特別支援教育に関する研修などを実施しています。
- 幼児への支援の連続性を確保するため、保育園、幼稚園、小学校による「保幼小 地域連携協議会」を開催しています。
- 様々な課題を抱える家庭の支援を行うスクールソーシャルワーカーの増員や、就 学相談の増加に伴う心理職相談員の増員を行っています。
- 都立特別支援学校と連携して、区立小中学校への巡回相談を実施し、あわせて巡回相談に係る連絡協議会を開催しています。

10100 20	ノエルスルロノ				
	○ 幼児教育の振	興			
	<ul><li>保護者を対象とした幼児教育相談の実施</li><li>訪問相談や園内研修を通じた幼稚園等への支援の実施</li></ul>				
	○ 就学・教育相談の充実				
	• 保護者の気持ち				
	   ・スクールソーシャルワーカーによる関係機関との連携強化			強化	
取組内容	• 発達障がいのある児童の保護者に向けたペアレントトレーニングの実施				
	• 幼児への支援の連続性を確保するための保幼小地域連携協議会の開催				
	○ 特別支援教育の充実  • 区立小中学校に特別支援学級(知的固定学級)の新設を検討				
	・区立中学校に特	別支援教室の設置を	を検討		
	<ul><li>● 幼稚園教諭や学</li></ul>	校教員等に対する特	・ 別支援教育に関する	る研修の充実	
			1中学校への巡回相談		
	乳幼児期	学齢期	青年期•成人期	高齢期	
	7 1000	ראיום ר		ראיום הו	
ステージ	O	O	O		
所管	学務課 指導課	教育センター ダ	か児教育センター		

### (10) 保育の充実

子育て中の保護者は様々な悩みや不安を抱えており、適切な保育を受けられる体制づくりを進めていくことが重要です。

心身に障がいのある子どもが安心して生活できる環境の中で、他の子どもとともに成長できるように、障がいの特性に応じた関わりと集団の中の一員としての関わりの両面を大事にしながら保育を行っていきます。

### 〔これまでの主な取組〕

- 保護者等への支援のため、小児神経科医、臨床心理士などの専門職が保育園等へ の巡回相談を実施しています。
- 巡回相談に携わっている専門職の助言を受けて、子どもの特性に合わせた援助法 をまとめた冊子を作成し、保育実践に役だてています。
- 作業療法士による感覚統合を踏まえた遊びの保育実践を取り入れています。
- 小学校6年生までの要支援児の受け入れを、全ての学童保育室で行っています。
- 支援を必要とする子どもたちへの接し方などについて、児童館等の職員に対する 研修を実施しています。

				1
	○ 統合保育の充	実		
	・巡回相談回数の増加による支援体制の強化			
	• 保育士への統合保育研修の実施			
	・子どもの特性に	合わせた援助法を記	まとめた冊子を活用!	した保育の実施
取組内容	* 作業療法士などの専門職との連携による保育の実践  (*) 学童保育室での受入体制の充実			
	・区立小学校内に	設置している放課後	と 後ひろばと学校との)	 重携強化
	•区の心理職職員	による巡回相談の実	€施	
	• 研修等による児	記童館等の職員の支援 記事の表現の表現である。 記事の表現の表現である。	受力の向上	
対象ライフ	乳幼児期	学齢期	青年期•成人期	高齢期
ステージ	0	0		
所管	子育て支援課の			

### (11) 発達障がい者支援の充実

平成 17 年4月に発達障害者支援法が施行されて以降、発達障がいに関する認知 度が高まっており、各分野での支援の取組も進んでいます。

家族等からの相談も増えており、大人になってから発達障がいと診断されて相談に来ることも少なくありません。

こうした中、発達障がい者に対する支援体制を一層充実させ、切れ目のない支援 体制を構築していくことが必要です。

関係機関等と連携した支援体制の構築や区民等への理解啓発など、発達障がい者へ適切な支援が行き届くよう取り組んでいきます。

#### 〔これまでの主な取組〕

- 発達障がいでお困りの方が継続した支援を受けるためのツールとして、「サポートブックかけはし」を作成し、普及啓発の取組を行っています。
- 療育や放課後活動などを相談できる、発達支援応援フェアを開催しています。
- 関係機関との連携強化のため、「大田区障害児関係機関連絡会議」や「大田区児 童発達支援地域ネットワーク会議」などを開催しています。
- 区民、関係機関等への理解啓発のため、発達障がいシンポジウムやこども発達支援講演会などを開催しています。

しているの主な収益し					
	○ 発達支援の充実				
	• 学齢期の発達障がいに関する専門的見地に基づいた療育・相談事業等を障				
	がい者総合サポ	パートセンターで実施	新規		
	• 学齢期の発達障	がい児を対象に、放	෭課後等デ <u>イサービ</u> ス	ス、地域支援事業な	
	どを障がい者総	合サポートセンター	で実施が新規		
	• こども発達セン	/ターわかばの家の事	事業の見直し・強化		
	• 発達支援応援フ	ケェアの開催			
取組内容	• ネットワーク等を活用した支援の質の向上				
	○ 発達支援ネットワークの充実				
	<ul><li>● 障害児関係機関連絡会議の開催</li></ul>				
	• 児童発達支援地域ネットワーク会議の開催				
	○ 発達障がいの理解啓発の推進				
	<ul><li>発達障がいシン</li></ul>	/ポジウム、こどもタ	発達支援講演会などの	カ開催	
	• 啓発用パンフレ	ットの配布等による	3理解啓発の促進		
対象ライフ	乳幼児期	学齢期	青年期•成人期	高齢期	
ステージ	0	0	0	0	
所管					

### (12) 高次脳機能障がい者支援の充実

高次脳機能障がい者の多様なニーズに対し、切れ目のない支援を行っていくためには、医療、保健、福祉、教育、労働等の分野の様々な機関の連携による長期間の関わりが必要です。

東京都の区市町村高次脳機能障害者支援促進事業と連携して、高次脳機能障がい 者支援員を配置し、本人とその家族に対する相談支援を実施するとともに、医療機 関等の関係機関と連携しながら、支援の充実に取り組んでいきます。

#### 〔これまでの主な取組〕

- 医療、保健、福祉等の関係機関による連絡会や、区内の自立訓練(機能訓練)事業所による連絡会等を開催し、ネットワークの構築を行ってきました。
- 高次脳機能障がいの理解啓発のため、相談窓口を掲載したリーフレットや家族に 向けた高次脳機能障がいの冊子を作成・配布しています。
- 支援者の高次脳機能障がいの理解を促進するため、出前講座を実施しています。

	○ 障がい特性に	応じた支援の充実		
	• 障がい特性に応じた訓練プログラムを実施			
	• 専門的な相談支	援の実施		
	• 支援者の育成のための研修等の実施			
	・在宅の方への訪	間支援の実施		
	• 就労系事業所へ	の受け入れ支援		
	• 身体障害者手帳	を所持していない。	高次脳機能障がい者 </th <th>への訓練対応</th>	への訓練対応
取組内容	• 高次脳機能障がいのある子どもや家族等への相談支援体制の整備			本制の整備
	○ <b>関係機関との連携強化</b> • 医療、保健、福祉等の関係機関との連絡会等の開催			
	•東京都心身障害	音者福祉センター及る では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 	び区南部圏域高次脳	機能障害者支援普
	及事業と連携し	、連絡会や症例検討	対会へ参加	
	○ 高次脳機能障がいの理解啓発の推進			
	<ul><li>・啓発用パンフレ</li></ul>	ットの配布等による	る理解啓発の促進及で	び支援機関の周知
	• 地域での居場所	づくりの促進への協	<b>3</b> 力	
対象ライフ	乳幼児期	学齢期	青年期•成人期	高齢期
ステージ	0	0	0	0
所管	志茂田福祉センタ	マー 上池台障害者	香福祉会館 1	
ME	障がい者総合サオ	ペートセンター		

### 【基本目標2】 ともに支え合い暮らせるまち

### (1)相談支援の充実

障がい者が地域で暮らしていくためには、困ったときに頼りになる相談先がある ことや、個々の様々なニーズに応じた相談支援を行っていくことが重要です。

基幹相談支援センターである障がい者総合サポートセンターを中核として、相談 支援事業者等との適切な役割分担を行い、連携しながら相談支援体制を構築してい きます。

#### 〔これまでの主な取組〕

- 障がい者総合サポートセンターで、幅広い相談に対応できるように、様々な専門 資格をもつ相談支援専門員や、臨床心理士等の専門職が相談支援を行っています。
- 地域福祉課と地域健康課において、本人や家族などからの相談に応じ、問題解決 のための支援を行っています。
- 〇 「大田区障がい福祉従事者人材育成基本方針」に基づき、ケアマネジメント研修 や相談支援専門員研修等を実施しています。
- 身体障害者相談員及び知的障害者相談員の活動から、地域の実態について意見交換を行う場として、区職員も含めた研修を実施しています。
- 障がい者総合サポートセンターにおいて、登録ピアカウンセラーによるピアカウンセリングや、各障がい者団体主催の障がい別相談会を実施しています。

#### [これからの主な取組]

10100 200				
	○ 相談支援体制	の強化		
	• 障がい者総合サポートセンターを核とした包括的な相談支援体制の構築			
	• 障がい者総合サポートセンターで総合相談や専門相談等を実施			
	• 相談支援従事者	が研修(初任者・現任	()の実施による相談	支援専門員の養成
	○ ケアマネジメ	ント能力の向上		
取組内容	・障がい福祉人材を体系的に育成するための研修を実施			
	○ ピアカウンセラー・相談員の活動推進			
	• ピアカウンセラー向けの研修の実施			
	• 各障がい者団体主催の障がい別相談会の実施			
	•身体•知的障害	者相談員研修及び図	区職員との懇談会の	実施
対象ライフ	乳幼児期	学齢期	青年期•成人期	高齢期
ステージ	0	0	0	0
所管	地域福祉課 上池台障害者福祉会館			
MIE	障がい者総合サオ	ペートセンター 坎	也域健康課	

## (2) 地域ネットワークの充実 重点

地域における多様なニーズに的確に対応し、様々な分野にわたる生活課題を解決していくためには、行政機関と地域の関係機関や関係団体などが一体となり、包括的な支援体制を構築していく必要があります。

障がい者総合サポートセンターをネットワークの「核」として、地域における支援体制を構築していきます。

#### 〔これまでの主な取組〕

- 地域の関係機関とのネットワーク構築のため、相談、就労、グループホームなど の様々なネットワーク会議等を開催しています。
- 地域の障がい福祉の課題について具体的な検討を行い、関係機関との連携体制を構築するため、平成20年7月に「大田区自立支援協議会」を設置し、専門部会や研修会等を開催しています。

	○ 障がい者総合サポートセンターを「核」とした地域ネットワークの			
	• 実務者によるネットワークづくり			
	<ul><li>・ネットワークの活用方法等についての検討</li><li>・様々なネットワーク間の有機的な連携体制の構築</li></ul>			
取組内容	○ 自立支援協議会の運営			
	・地域の障がい福祉の課題について具体的な検討の実施			
	• 専門部会や研修	会等の開催		
	• 活動内容等の情	報発信		
	•効果的な運営の	ための会議構成等の	D検討	
対象ライフ	乳幼児期	学齢期	青年期•成人期	高齢期
ステージ	0 0 0			
所管	障害福祉課 障がい者総合サポートセンター			

### (3) 障がいを理由とする差別の解消の推進 重点

障がいのある人もない人も、お互いにその人らしさを認め合いながら、ともに生きる社会の実現に向けて、平成 28 年4月に障害者差別解消法が施行されました。

障害者差別解消法施行に伴い、区には「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」などが求められています。

障がいを理由とする差別の解消の推進に向け、必要な合理的配慮の提供、区民等への啓発活動などに取り組んでいきます。

### 〔これまでの主な取組〕

- 区全体で取組を推進していくため、平成27年8月に、両副区長を本部長、各部長 を構成員とする「大田区障害者差別解消推進本部」を設置しました。
- 区職員が障害者差別解消法に基づき適切に対応するため、平成28年3月に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する大田区職員対応要領」を策定しました。
- 地域の関係機関等との連携体制を構築し、障がい者差別の解消に向けた取組を推進するため、平成29年2月に「大田区障がい者差別解消支援地域協議会」を設置しました。
- 障害者差別解消法の普及啓発を図るため、啓発用パンフレットの作成・配布、区 ホームページによる情報発信等を行っています。
- 障がい者サポートセンターと、各地域福祉課、障害福祉課の窓口との間で、タブ レット端末を使用した遠隔手話通訳サービスを実施しています。

(2.1 ap. 2 ap = :0:: bull5)					
	○ 行政サービス等における合理的配慮の推進				
	・職員対応要領に	- 職員対応要領に基づき適切な対応を実施			
	•区職員に対する	研修等の実施			
	• タブレット端末	を使用した遠隔手記	話通訳サービスの実施	<b></b>	
取組内容	内容				
以证内合					
	• 障がい当事者の参画等による会議の活性化				
	○ 障がい者差別解消のための啓発活動の推進				
	•パンフレット、	ホームページ等を流	5用した普及啓発の第	実施	
	• 区民や事業者に対する講演会等の開催				
対象ライフ	乳幼児期	学齢期	青年期•成人期	高齢期	
ステージ	0	0	0	0	
所管	障害福祉課 障がい者総合サポートセンター				

### コラム4

### ~ 障害者差別解消法について ~

「障害者差別解消法」は、障害者権利条約の締結に向けた国内法整備の一環としてつくられた法律で、平成28年4月1日から施行されています。

国や地方公共団体などの行政機関、民間事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置などを定めることにより、共生社会の実現をめざしています。



### 法律の概要

この法律では、行政機関と民間事業者に対し、「障がいを理由とした不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」を求めています(民間事業者の合理的配慮の提供は努力義務)。

また、障がい者も含めた国民一人ひとりが、障がいを理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならないとされています。

#### 【不当な差別的取扱い】

正当な理由なく、障がいを理由として、サービスの提供を拒否したり、場所や時間帯などを制限したりすることにより、障がい者の権利利益を侵害することです。

### 【合理的配慮】

本人や家族などから、何らかの配慮を求める意思の表明があった場合において、その実施にあたり、過重な負担にならない範囲で、社会的障壁(生活を送るうえでバリアとなる様々なもの)を取り除くために必要な配慮を行うことです。

合理的配慮の提供にあたっては、お互いの建設的対話により、具体的な場面ごとに適切な方法を考えていくことが大切になります。



【合理的配慮のためのツール】 大田区オリジナル筆談ボード



### 障がいの「社会モデル」

障がいを考えるときに大切なこととして、国際的にスタンダードなものとされる「社会モデル」という考え方があります。これまで、障がいは、病気や外傷等から生じる個人の問題であり、医療を必要とするものであるとされてきました。これを「医学モデル」といいます。

社会モデルでは、障がいは個人の問題ではなく、社会への統合の問題であり、社会の環境、例えば、足に障がいがある方にとっての建物の段差などによって作り出されていくものであると考えています。

# (4)地域との交流の充実

地域生活では、障がいのある人もない人も相互に交流を深め、理解しながら、支 え合っていくことが重要です。

障がい者施設のおまつりや、地域住民や近隣の関係機関と協働した交流事業などを行い、障がいのある人もない人も相互交流できる機会を提供していきます。

### 〔これまでの主な取組〕

- 〇 障がいのある人もない人もともに集えるイベントとして、しょうがい者の日のつ どいを開催しています。
- 〇 障害者福祉強調月間に、しょうがい者巡回パネル展・しょうがい者文化展を実施 しています。
- 障がい者総合サポートセンターのさぽーとぴあスペシャル・デーなど、各障がい 者施設において施設まつりを開催しています。

	○ しょうがい者の日のつどい・障害者福祉強調月間の実施			
	<ul><li>しょうがい者の</li></ul>	• しょうがい者の日のつどいの実施		
	• しょうがい者巡	(回パネル展・しょう	うがい者文化展の実施	<b>他</b>
取組内容	○ 地域交流事業の実施			
	• 障がい者施設において施設まつりを開催			
	• 障がい者総合サポートセンターで実施する余暇活動支援事業等を活用し、			
	地域との交流を	促進		
対象ライフ	乳幼児期	学齢期	青年期•成人期	高齢期
ステージ	0 0 0			
所管	障害福祉課 障がい者総合サポートセンター			

# 【基本目標3】 安全・安心に暮らせるまち

# (1) 災害時相互支援体制の整備

平成 23 年3月に発生した東日本大震災や、平成 28 年4月に発生した熊本地震が大規模な被害をもたらしたことは記憶に新しく、また、首都直下型地震等の大規模 災害がいつどこで発生してもおかしくない状況にあります。

こうした中、様々な災害に備え、被害を最小限に抑えられるよう、着実に対策を 進めていくことが重要です。

要配慮者支援の方法や関係機関との連携方法等の普及、要配慮者支援組織の拡充などに取り組んでいきます。

### 〔これまでの主な取組〕

- 〇 平成 29 年4月から、「災害時要援護者名簿」の名簿登録対象者を見直すととも に、名称を災害対策基本法に定める「避難行動要支援者名簿」に変更しました。
- 避難支援の必要性が特に高い、在宅で常時人工呼吸器を使用している方について、 本人の同意を得て個別支援プランの作成を進めています。
- 要配慮者支援をテーマとした講習会を開催しています。
- 災害時などにおける自助・共助のためのツールとして、大田区自立支援協議会と 連携して「ヘルプカード(たすけてねカード)」を作成し、普及啓発の取組を進 めています。

### [これからの主な取組]

(と113)・300主な収益				
	○ 要配慮者及び	<sup>"</sup> 避難行動要支援者	支援の推進	
	• 要配慮者支援組	織の拡充		
	• 避難行動要支援	者名簿の更新及び登	登録勧奨の実施	
取組内容	• 避難支援の必要	性が特に高い方の個	国別支援プランの作品	或を検討
以祖四台	○ 災害時相互支援意識の普及啓発			
	• 要配慮者支援をテーマとした講習会の開催			
	• 総合防災訓練等	での要配慮者支援活	5動を課題とした訓練	東の実施
	・ヘルプカード(	(たすけてねカード)	の周知啓発	
対象ライフ	乳幼児期	学齢期	青年期•成人期	高齢期
ステージ	0	0	0	0
所管	防災危機管理課	福祉管理課 障害	言福祉課	

# コラム(5)

# ~ 大規模災害に備えて ~

近い将来の発生が危惧されている首都直下型地震等の大規模災害では、区内においても甚大な被害が発生することが想定されています。

少しでも被害を軽減させるため、家庭内での備蓄、避難訓練への参加、そして地域において協力して助け合える関係づくりをしておくことが大切です。



# 要配慮者と避難行動要支援者

# 【要配慮者】

災害から自らを守るため、またその後の避難生活を送るうえで、一定の配慮が必要な方のことで、一人暮らしや日常生活に支障のある高齢者、障がい者、外国人、 乳幼児、妊産婦等が対象になります。

## 【避難行動要支援者】

要配慮者のうち、災害が発生した場合や災害が発生する恐れがある場合に、自ら 避難することが困難な方で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を必 要とする方のことをいいます。

# 避難行動要支援者名簿

「避難行動要支援者名簿」は、災害が起こったときの避難支援や安否確認等のために使用される名簿です。平成22 年から作成してきた「災害時要援護者名簿」の見直しを行い、この名簿に引き継いでいます。

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者のうち、避難支援等の関係者に名簿を提供することについて同意を得た方の住所や氏名などが掲載されています。

また、区には対象者の方全ての情報が掲載されている「原簿」もあり、生命や身体を守るために特に必要な場合には、避難支援等の関係者に情報提供を行います。

# 福祉避難所

「福祉避難所」とは、高齢者や障がい者、乳幼児等で、区立の小・中学校等の避難所(一次避難所)での避難生活を送ることが困難な方が一時的に避難生活を送るための避難所(二次避難所)です。

障がい者施設や特別支援学校等と福祉避難所の協 定を結んでいます。



【自助・共助のためのツール】 ヘルプカード(たすけてねカード)

# (2) 福祉避難所の体制整備

障がい者や高齢者、乳幼児など、小中学校等の避難所(一次避難所)で避難生活を送ることが困難な方のために開設する福祉避難所の体制整備を進めていく必要があります。

災害時の福祉避難所開設に備えて、各福祉避難所に備蓄品を配備するとともに、 マニュアルの作成・検証、訓練の実施等を推進していきます。

### 〔これまでの主な取組〕

- 福祉避難所として協定を結んでいる障がい者施設等に、非常食糧、生活必需品等 の備蓄品を配備しています。
- 福祉避難所用のステッカーとのぼり旗を作成し、福祉避難所として協定を結んでいる障がい者施設及び特別支援学校に設置しています。
- 福祉避難所標準マニュアル等を作成し、各福祉避難所のマニュアル作成を支援しています。

	○ 福祉避難所備	蓄品の配備		
	• 備蓄品の配備及	• 備蓄品の配備及び見直し		
四级内容	●配備した備蓄品	の期限前での適切な	ふ入れ替え	
取組内容	○ 福祉避難所開設訓練の推進			
	• 各福祉避難所の福祉避難所開設・運営マニュアルの検証			
	• 各福祉避難所に	おいて開設訓練の乳	施を促進	
対象ライフ	乳幼児期	学齢期	青年期•成人期	高齢期
ステージ	0	0	0	0
所管	防災危機管理課	障害福祉課		

# (3) 防犯対策の充実

平成 28 年7月に相模原市の障害者支援施設で発生した事件を契機に、障がい者施設等における防犯体制の強化が求められています。

障がい者施設等に対し、防犯設備の設置や防犯マニュアルの作成等の取組を促進 していきます。

また、振り込め詐欺等の傾向や具体的な手口及びその防止策などについて啓発活動を行い、被害に遭わないようにしていきます。

# 〔これまでの主な取組〕

- 障がい者施設等に対し、利用者の安全確保を図ることを目的に、非常通報装置や 防犯カメラ等の防犯設備の整備費用を補助しています。
- しょうがい者の日のつどいや施設まつりなどのイベントにおいて、振り込め詐欺 等被害防止のチラシを配布し啓発を行っています。
- 振り込め詐欺等被害防止対策として、自動通話録音機貸与事業を行っています。
- 区民安全・安心メールへの家族を含めた登録促進に向けて広報を行っています。

	○ 福祉施設等の安全体制の確保			
	• 障がい者施設等に対し防犯設備の整備費用の補助を実施			
取組内容	• 障がい者施設等	の防犯マニュアルの	D作成を促進	
はない正しい。	○ 振り込め詐欺等防止のための啓発活動の推進			
	• 自動通話録音機	と 終を活用した振り込む	り。 か 許 欺 等 被 書 防 止 対	策の実施
対象ライフ	乳幼児期	学齢期	青年期•成人期	高齢期
ステージ	0	0	0	0
所管	防災危機管理課	障害福祉課		

# (4)消費者トラブル防止体制の推進

障がい者の消費者トラブルでは、本人にだまされているという自覚がなかったり、トラブルに気づかなかったりして、周囲に相談ができにくいなどの傾向があり、消費者被害の拡大につながってしまうことがあります。

様々な関係機関と連携を取りながら、障がい者の消費者トラブルの未然防止と拡大防止に向けて取り組んでいきます。

# 〔これまでの主な取組〕

- 障がい者等からの消費者相談で支援等が必要と判断した案件について、関係機関 に情報提供をしています。
- 知的障がい者、精神障がい者、支援者や家族を対象に消費者講座を開催しています。

-				
	○ 関係機関との情報共有			
	<ul><li>障がい者等から</li></ul>	• 障がい者等からの消費者相談の状況を把握・分析し、関係機関との情報共		
取組内容	有の実施			
	○ 消費者トラブル防止のための啓発活動の推進			
	・消費者トラブルの未然防止と拡大防止に向けた消費者講座を実施			 講座を実施
対象ライフ	乳幼児期	学齢期	青年期•成人期	高齢期
ステージ	0	0	0	0
所管	消費者生活センタ	<del></del> 7—		

# (5) 障がい者虐待防止等の推進 重点

平成 24 年 10 月に、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(以下「障害者虐待防止法」という。)」が施行されたことに伴い、各自治体において障がい者虐待の防止及び解決に向けた取組が行われています。

障がい者への虐待は、人としての尊厳を傷つけるものであり、自立や社会参加の ためにも虐待を防止することはとても重要です。

障がい者虐待の未然防止、早期発見・早期解決、養護者に対する支援など、障が い者虐待の防止等に向けて取り組んでいきます。

# 〔これまでの主な取組〕

- 障がい者総合サポートセンターに、大田区障害者虐待防止センターを設置し、虐 待通報への対応等を行っています。
- 障がい者虐待防止パンフレットを作成し、区民、事業者等に向けて、啓発活動を 行っています。
- 障がい者虐待の未然防止のため、障がい福祉施設従事者の職層ごとに、障がい者 虐待防止研修を実施しています。
- 障がい者虐待防止研修受講修了事業所に「受講修了ステッカー」を交付し、利用 者が安心して施設を利用できるようにしています。

### [これからの主な取組]

(とれがらの主な状態)				
	○ 障がい者虐待	防止研修の実施		
	<ul><li>障がい福祉施設</li></ul>	従事者の職層ごとに	こ研修を実施	
	○ 障がい者虐待	防止のための啓発	活動の推進	
	<ul><li>障がい者虐待院</li></ul>	近パンフレットの作	F成·配布	
取組内容	<ul><li>障がい当事者、</li></ul>	家族の理解啓発の保	足進	
以祖(2)台	• 事業者が実施する障害者虐待防止法学習会への協力			
	○ 障がい者虐待への対応実施			
	• 早期発見、早期	解決に向けた虐待選	<b>通報への対応実施</b>	
	・事業者への適切	な支援の提供と支援	暖の質の向上への指導	
	• 関係機関や弁護	士等の専門家と連携	<b>見した対応の実施</b>	
対象ライフ	乳幼児期	学齢期	青年期•成人期	高齢期
ステージ	0	0	0	0
所管	障害福祉課 地域	域福祉課 障がいき	<b>6総合サポートセン</b>	<i>'</i> ター

# (6) 成年後見制度利用支援の充実

障がい者等の権利擁護のための重要な制度である成年後見制度の利用を促進するため、平成 28 年5月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」では、成年被後見人等の財産管理のみならず、本人の意思決定支援や身上の保護等が、適切に行われるべきである旨を強調しています。

個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を営むことができる社会の 実現に向けて、大田区社会福祉協議会の成年後見センターと連携して、成年後見制 度の利用を促進していきます。

なお、未成年者を対象とした未成年後見制度もあります。この制度は、親権者が 死亡等によりいなくなったとき、親族や児童相談所長等の申立てにより、家庭裁判 所が選任した未成年後見人が、本人の監護と教育、財産の管理等を行います。

### 〔これまでの主な取組〕

- 〇 平成20年5月から、成年後見制度利用支援事業として、収入が少ない被後見人等 に対し、後見報酬の助成を行っています。
- 社会貢献型後見人(市民後見人)の養成を行っています。

	〇 成年後見制度	の利用促進		
	• 利用者や親族の状況に応じて多様な媒体を活用した普及啓発の実施			
	・区長申立ての適	切な実施		
取組内容	• 成年被後見人等	• 成年被後見人等への後見報酬の助成の実施		
	• 大田区社会福祉協議会による法人後見及び後見監督の実施			
	• 社会貢献型後見人(市民後見人)の養成等の実施			
	• 地域連携ネット	ワークの構築		
対象ライフ	乳幼児期	学齢期	青年期•成人期	高齢期
ステージ			0	0
所管	福祉管理課 障害	号福祉課		

# (7) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

誰もが安心して快適に暮らしていくためには、社会の様々なバリアを取り除いていく従来のバリアフリーの視点に加え、全ての人にやさしく使いやすいユニバーサルデザインの視点に基づくまちづくりを進めていくことが重要です。

区民一人ひとりがユニバーサルデザインの視点を持ったまちづくりに参加し、高齢者や障がい者、育児中の方や外国人等への理解を深め、誰もが自由に社会参加でき、お互いに支え合う地域共生社会の実現をめざしていきます。

### [これまでの主な取組]

- 平成23年3月に、ユニバーサルデザインに関する区がめざす将来のまちの姿やまちづくりの考え方をまとめた「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針」を策定しました。
- 平成23年8月に、ユニバーサルデザインのまちづくりを区民、事業者、地域の団体等と区が協働して推進するため、「おおたユニバーサルデザインのまちづくり区民推進会議」を設置しました。
- 平成29年3月に、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めるための具体的な指針として、ソフト分野とハード分野を一体とした「区民サービス及び移動等円滑化に関するガイドライン」を策定しました。

(これからの主な収組)				
	○ 地域力を活か	したまちづくりバ	ートナー活動の推	進
	• ユニバーサルデザインのまちづくりパートナー (UD パートナー) による			
	合同点検の実施	Ī		
	•UDパートナー	制度の周知		
	•UDパートナー	を対象とした研修σ	)実施	
	○ 心のバリアフ	リーの促進		
取組内容	•区立小中学校に	おける障がい理解	をテーマとした総合	的な学習の時間へ
	の支援			
	• 心のバリアフリーハンドブックの作成•配布等による普及啓発及び情報提			
	供の実施	供の実施		
	○ ユニバーサルデザインに配慮した区民サービスの改善			
	•区民サービス及	び移動等円滑化に関	質するガイドラインの	の普及・活用
	• 区職員に対する	研修の実施		
	•UDパートナー	による窓口対応等 <i>0</i> .	)点検の実施	
対象ライフ	乳幼児期	学齢期	青年期•成人期	高齢期
ステージ	0	0	0	0
所管	福祉管理課 都市計画課			

# 第4章 障害福祉サービス等の推進

# 1 障害福祉サービス等の提供体制の確保に向けて

障害福祉サービス等の提供体制の確保に向けた数値目標等(成果目標)を定め、その達成に向けて取り組んでいきます。

# (1) 地域生活支援拠点等の整備

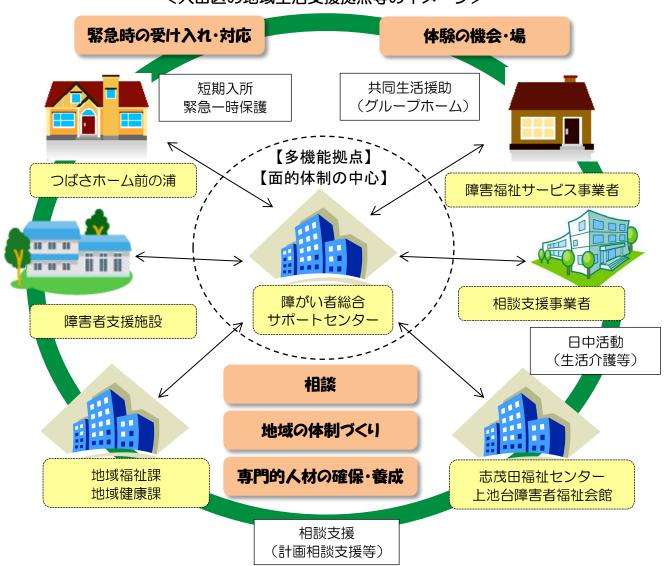
# 【区の考え方と今期の目標】

国の基本指針では、障がい者の高齢化や「親なき後」を見据えて、地域での暮らしを支える機能を地域生活支援拠点等として整備することとされています。

区では、障がい者総合サポートセンターを中心に、区内の各機関で機能を分担した「面的な体制」整備を進めてきました。

本計画においては、地域生活支援拠点等の各機能を強化し、さらなる充実を図っていきます。

# <大田区の地域生活支援拠点等のイメージ>



# (2) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

# 【区の考え方と今期の目標】

区では、施設入所者の地域移行に向け、入所施設や関係機関との連携強化、民間 事業者によるグループホームの整備支援等の取組を進めてきました。

一方で、家族の高齢化などにより施設入所する場合や、障がいの重度化によりグ ループホーム等での受け入れが難しいなどの状況もあります。

こうした状況も踏まえ、本計画においては、平成 28 年度末時点における施設入所者のうち、平成 32 年度末までに、20 人以上が自立訓練事業等を利用し地域生活に移行すること、平成 32 年度末時点の施設入所者数が平成 28 年度末時点の施設入所者数を超えないことを目標とし、地域での生活を希望する方の地域移行に向けた支援を進めていきます。

項目	平成 28 年度末実績	平成 32 年度末目標
施設入所者のうち地域生活に	平成 26 年4月1日から	平成 29 年4月1日から
移行する者の数	11人 ※1	20人 ※2
施設入所者数	505人	505人

※1 数値目標の対象: 平成 25 年度末時点の施設入所者 ※2 数値目標の対象: 平成 28 年度末時点の施設入所者

# (3) 福祉施設から一般就労への移行等

# 【区の考え方と今期の目標】

区では、一般就労の促進に向けて、就労相談の充実や、労働、教育、福祉等の関係機関による就労支援ネットワークの充実、体験実習のための職場開拓などの取組を進めてきました。

平成 30 年度からは、法定雇用率の算定に精神障がい者が加わり、段階的に法定雇用率が引き上げになるため、さらに多くの雇用需要が見込まれます。

そのため、本計画においては、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する方の目標等を以下のとおり設定し、一般就労の促進に向けて取り組んでいきます。

就職後、安心して職業生活が継続できるように、従来からの就労支援に加え、新たなサービスである「就労定着支援事業」を活用しながら取組を進めていきます。

項目	平成 28 年度末実績	平成 32 年度末目標
福祉施設から一般就労への移 行者数 ※ <sub>1</sub>	110人	130人
就労移行支援事業の利用者数	168人	245 人
就労移行率3割以上の就労移 行支援事業所の割合 ※ <sub>2</sub>	66.7% (8/12 施設)	70%
就労定着支援事業による支援 開始から1年後の職場定着率		80%

<sup>※1、</sup>特別支援学校等から直接一般就労した方は含まれていません。

<sup>※。</sup> 就労移行率 = 当該年度の就労移行者数/次年度の4月1日現在の利用者数

# (4) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

# 【区の考え方と今期の目標】

区では、精神科病院に入院している方が退院し、地域で暮らしていけるよう、地域 生活移行支援コーディネート体制の整備等の取組を進めてきました。

本計画においては、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、 平成32年度末までに、保健、医療、福祉等の関係機関による協議の場を設置することを目標とし、必要なときに支援を受けることができる体制を整備していきます。

また、東京都においては、精神病床における 1 年以上長期入院患者数及び早期退院率に関する数値目標を定めるとともに、平成 32 年度末の長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量(利用者数)を定め、「平成 29 年精神保健福祉資料(630調査結果)」から区市町村ごとの基盤整備量を算出しています。

東京都の推計によると、大田区では、平成32年度末の長期入院患者の地域移行に伴う基盤整備量が106人となります。

区においては、上記の基盤整備量も踏まえて、各年度における障害福祉サービス等 の必要な量を見込み、その確保に努めていきます。

### [参考]

項目	東京都	大田区
平成32年度末の長期入院	2,544 人	106人
患者の地域移行に伴う基	65 歳以上 1,462 人	65 歳以上 55 人
盤整備量(利用者数)	65 歳未満 1,082 人	65 歳未満 51 人
1年以上長期入院患者数	10,439 人	428人
(平成 29 年 630 調査)	65 歳以上 6,609 人	65 歳以上 247 人
(十/% 20 4 000 過且)	65 歳未満 3,830 人	65 歳未満 181 人

# (5) 障がい児支援体制の整備等

# 【区の考え方と今期の目標】

区では、障がい児支援体制の整備に向けて、児童発達支援地域ネットワーク会議等の活用による関係機関との連携強化、事業所の運営支援などの取組を進めてきました。 近年では、医療技術の進歩等を背景として、人工呼吸器等を使用し、たんの吸引な どの医療的ケアが必要な障がい児が増加している状況もあります。

そのため、本計画においては、平成 30 年度末までに、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関による、医療的ケア児支援のための協議の場を設置すること、平成 32 年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後 等デイサービス事業所を新たに 1 か所以上確保することを目標とし、関係機関等と連携しながら切れ目のない支援体制を構築していきます。

# コラム⑥

# ~ 障害者総合支援法等のサービスの仕組み ~

障がい者のためのサービスについては、これまで様々な制度改正が行われています。平成 15 年からの「支援費制度」にはじまり、平成 18 年からの「障害者自立支援法」を経て、平成 25 年4月からは「障害者総合支援法」が施行されています。また、障がい児については、平成 24 年に「児童福祉法」が改正されたことにより、身近な地域で様々なサービスを受けることができるようになりました。



# サービスの概要

障害者総合支援法のサービスは、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。

自立支援給付には、在宅や通所等で行うサービス(障害福祉サービス)や地域相談支援、自立支援医療による医療費の助成などがあります。

地域生活支援事業は、区市町村や都道府県が地域の実情に応じて行う事業で、移動支援など、自立した生活や社会参加などを支援する事業を行っています。

児童福祉法のサービスでは、通所による支援(障害児通所支援)と入所による支援(障害児入所支援)があります。なお、障害児入所支援については、東京都が主体となって実施をしています。

また、障害福祉サービスと地域相談支援を利用する場合には「サービス等利用計画」、障害児通所支援を利用する場合には「障害児支援利用計画」を作成する必要があります。



### 法改正の概要

平成28年6月に、障害者総合支援法と児童福祉法の改正が行われ、一部を除いて 平成30年4月から施行されることになります。

この改正により、「自立生活援助」、「就労定着支援」、「居宅訪問型児童発達支援」のサービスが新設されています。

また、重度訪問介護と保育所等訪問支援の訪問先の拡大など、既存のサービスの見直しも行われています。

加えて、高齢障がい者の介護サービスの円滑な利用、自治体への障害児福祉計画策定の義務付け、障害福祉サービス等の情報公開制度の創設なども行われています。

# ◆障害者総合支援法等のサービスの体系

# 障害者総合支援法

# 自立支援給付

### 【障害福祉サービス】

- 居宅介護 重度訪問介護
- 同行援護 行動援護
- 重度障害者等包括支援 生活介護
- 自立訓練(機能訓練、生活訓練)
- 宿泊型自立訓練 就労移行支援
- 就労継続支援(A型、B型)
- ・就労定着支援 [新サービス]
- 療養介護
- 短期入所(福祉型、医療型)
- **自立生活援助** [新サービス]
- ・ 共同生活援助 (グループホーム)
- 施設入所支援

### 【相談支援】

- 計画相談支援
- 地域相談支援 (地域移行支援、地域定着支援)

### 【自立支援医療】

- 精神通院医療
- 更生医療 育成医療

### 【補装具】

車いす・補聴器 等

## 大田区地域生活支援事業

- 意思疎通支援事業 移動支援事業
- 日常生活用具給付等事業 等

# 東京都地域生活支援事業

- 専門性の高い相談支援事業
- ・ 広域的な支援事業 等

### 児童福祉法

### 大田区

# 【障害児通所支援】

- 児童発達支援
- 医療型児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援
- <u>居宅訪問型児童発達支援</u> 、[新サービス]

# 【 障害児相談支援】

• 障害児相談支援

# 東京都

### 【障害児入所支援】

- •福祉型障害児入所支援
- 医療型障害児入所支援

# その他のサービス

### 大田区

- ・移送サービス利用券(タクシー券)
- ・紙おむつ支給事業
- ・出張理髪サービス
- 自助活動支援事業(たまりば事業)
- 自立生活訓練事業
- 緊急一時保護事業
- 地域支援事業
- ・重症心身障がい児(者)在宅レスパイト事業
- 重度身体障害者ガイドヘルパー派遣
- ・ 重度脳性まひ者介護事業 等

# 障が

者

61

# 2 サービス見込量と確保のための方策

障害福祉サービス等の提供体制の確保に向けて、平成 30 年度から平成 32 年度の 各年度におけるサービスの種類ごとの必要な見込量(活動指標)を定め、その確保 に努めていきます。

実績については、平成27年度及び平成28年度は年間の実績、平成29年度は4月から6月までの実績を基に算出しています。

なお、単位が1年あたりのサービスについては、平成 29 年度の実績の記載はしていません。

# (1) 訪問系サービス

## ■サービスの内容

サービス名	内容
居宅介護	居宅で入浴や排せつ、食事などの身体介護、掃除や洗濯など の家事援助、通院等介助を行います。
重度訪問介護	肢体に重度の障がいがあり常に介護が必要な人や、知的障がいや精神障がいにより行動に著しい困難があり、常に介護が必要な人に、居宅での入浴や排せつ、食事などの介護や外出時における移動中の介護を行います。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護や外出する際の援助を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより危険を回避することが困難で常に介護が必要な人に、行動するときに必要な援護や外出時における移動中の介護を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な人のなかでも、介護の必要な程度が非常に 高いと認められた人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包 括的に提供します。

## ■サービス提供事業所の状況

サービス名	大田区内事業所数		
居宅介護	117か所		
重度訪問介護	104 か所		
同行援護	41 か所		
行動援護	8か所		
重度障害者等包括支援	○か所		

(平成30年1月1日現在)

# ■サービス見込量

サービス名	単位	実績			見込量			
サービス名	半世	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	
居宅介護	時間/月	11,981	12,039	12,869	13,365	13,635	13,905	
后七八 <b>丧</b>	人/月	560	569	572	594	606	618	
重度訪問介護	時間/月	14,024	14,968	15,512	15,889	15,889	15,889	
全区的10 / 1 读 	人/月	38	42	41	42	42	42	
同行援護	時間/月	4,956	4,991	5,171	5,330	5,330	5,330	
191J 按读	人/月	157	155	157	162	162	162	
行動援護	時間/月	124	141	153	153	153	153	
11」到该读	人/月	4	4	4	4	4	4	
重度障害者等包括	時間/月	0	0	0	730	730	730	
支援	人/月	0	0	0	1	1	1	

# ■サービス見込量の確保に向けて

質の高いサービスが安定的に提供されるようにするため、サービスを提供する事業所に対し、人材の育成・定着に向けた支援、福祉サービス第三者評価の受審促進等に取り組んでいきます。

障害者総合支援法の改正により、訪問先が拡大される重度訪問介護については、 サービスの利用状況等を注視しながら、適切なサービスが提供されるよう努めてい きます。

# (2) 日中活動系サービス

# ■サービスの内容

サービス名	内容
生活介護	常に介護が必要な人に、主として昼間において、施設で入浴 や排せつ、食事などの介護を行うほか、創作活動などの機会を 提供します。
自立訓練(機能訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間にわたり、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練などを行います。
自立訓練(生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間にわ たり、生活能力向上のために必要な訓練などを行います。
宿泊型自立訓練	自立した日常生活や社会生活ができるよう、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させる ための支援や日常生活上の相談支援を提供します。
就労移行支援	就労を希望する人に、一定期間にわたり、生産活動やその他 の活動の機会の提供を通じて、知識や能力の向上のために必要 な訓練などを行います。
就労継続支援(A 型)	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づく就労の機会の提供やその他の活動の機会の提供を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練などを行います。
就労継続支援(B型)	一般企業等での就労が困難な人に、就労の機会の提供やその 他の活動の機会の提供を通じて、知識や能力の向上のために必 要な訓練などを行います。
<b>就労定着支援</b> [新サービス]	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族と の連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。
療養介護	医療的ケアが必要で常に介護が必要な人に、主として昼間に おいて、医療機関などで機能訓練や療養上の管理、看護及び介 護を行います。
短期入所	自宅において介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設 へ入所できます。

# ■サービス提供事業所の状況

サービス名 大田区内事業所数 生活介護 12 か所 自立訓練 (機能訓練) 3 か所 自立訓練(生活訓練) 2 か所 宿泊型自立訓練 1 か所 就労移行支援 12 か所 就労継続支援(A型) 4 か所 就労継続支援(B型) 33 か所 ※ 療養介護 ○か所 短期入所 5 か所

(平成30年1月1日現在)

# ■サービス見込量

サービス名		実績			見込量			
		27年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	
生活介護	日/月	18,352	18,867	19,371	20,110	20,600	21,070	
土心川茂	人/月	944	980	989	1,026	1,051	1,075	
自立訓練	日/月	464	407	347	339	339	339	
(機能訓練)	人/月	53	53	45	44	44	44	
自立訓練	日/月	516	484	492	541	541	541	
(生活訓練)	人/月	35	44	40	44	44	44	
宿泊型自立訓練	日/月	509	525	679	792	792	792	
16/0至日立訓練	人/月	17	19	24	28	28	28	
就労移行支援	日/月	2,130	2,635	3,156	4,018	4,018	4,018	
孤刀物1J又扳	人/月	133	168	192	245	245	245	
就労継続支援	日/月	799	1,604	2,078	3,533	3,533	3,533	
(A型)	人/月	31	86	108	184	184	184	
就労継続支援	日/月	15,433	15,013	16,213	17,153	17,506	18,026	
(B型)	人/月	954	936	963	1,012	1,042	1,073	
就労定着支援	人/月		_		281	309	340	
療養介護	人/月	56	60	65	70	70	70	
短期入所(福祉型)	日/月	1,281	1,184	1,205	1,304	1,328	1,353	
位别人別(他性宝)	人/月	183	148	149	161	164	167	
与相 7 元 (左摩斯)	日/月	59	113	108	108	165	165	
短期入所(医療型)	人/月	17	15	19	19	29	29	

<sup>※</sup> 分室・分場等を含みます。

### ■サービス見込量の確保に向けて

質の高いサービスが安定的に提供されるようにするため、サービスを提供する事業所に対し、人材の育成・定着に向けた支援、福祉サービス第三者評価の受審促進等に取り組んでいきます。

必要なサービスが提供できるよう、障がい者総合サポートセンターにおいて、医療的ケアの必要な方を含む重度の障がい者の短期入所事業を実施するほか、区立障がい者施設の機能見直し、既存の建物や公有地の有効活用による事業の実施の検討、民間事業者の参入支援等を行っていきます。

また、生活介護については、区内特別支援学校の卒業生のうち、希望者については、在宅者を出さない方針で施設整備に適切に反映していきます。

障害者総合支援法の改正による新たなサービスである「就労定着支援」については、サービスの利用状況等を注視しながら、適切なサービスが提供されるよう努めていきます。

# (3) 居住系サービス

### ■サービスの内容

サービス名	内容
<b>自立生活援助</b> [新サービス]	一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間の共同生活の場において、入浴、排せつ、食事などの介護、相談や日常生活の援助を行います。
施設入所支援	主として夜間において、施設に入所している人に、入浴や排せつ、食事などの介護を行います。

# ■サービス提供事業所の状況

サービス名	大田区内事業所数		
共同生活援助	68 か所		
施設入所支援	2か所		

(平成30年1月1日現在)

## ■サービス見込量

#. <i>V</i> 7 <i>Q</i>		実績			見込量		
サービス名		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
自立生活援助	人/月	_	_	_	19	21	23
共同生活援助	人/月	367	397	401	468	478	488
施設入所支援	人/月	511	505	508	505	505	505

### ■サービス見込量の確保に向けて

質の高いサービスが安定的に提供されるようにするため、サービスを提供する事業所に対し、人材の育成・定着に向けた支援、福祉サービス第三者評価の受審促進等に取り組んでいきます。

入所施設から地域生活への移行、親なき後や介護者の高齢化等に備えた居住の場を確保するため、グループホームを新規に設置する事業者への整備費補助等を行っていきます。

障害者総合支援法の改正による新たなサービスである「自立生活援助」については、サービスの利用状況等を注視しながら、適切なサービスが提供されるよう努めていきます。

# (4)相談支援

### ■サービスの内容

サービス名	内容
計画相談支援	サービス利用にあたり、サービス等利用計画を作成し、サービス事業者との連絡調整、モニタリング等を行います。
地域移行支援	施設等に入所・入院している人に、住居の確保や地域における生活に移行するための活動に関する相談などの支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活している人に、常時の連絡体制の確 保や緊急の事態等に相談などの支援を行います。

# ■サービス提供事業所の状況

サービス名	大田区内事業所数		
計画相談支援	35 か所		
地域移行支援	7か所		
地域定着支援	6か所		

(平成30年1月1日現在)

### ■サービス見込量

#. <i>V</i> 7 <i>Q</i>		実績			見込量		
サービス名		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
計画相談支援	人/月	335	427	477	571	628	691
地域移行支援	人/月	4	7	7	8	9	10
地域定着支援	人/月	8	13	14	21	23	25

## ■サービス見込量の確保に向けて

質の高いサービスが安定的に提供されるようにするため、サービスを提供する事業所に対し、人材の育成・定着に向けた支援等に取り組んでいきます。

基幹相談支援センターである障がい者総合サポートセンターを中核として、事業 所間のネットワーク強化等を図り、意思決定の支援も含めて、必要なサービスの利 用を支えることができる体制づくりに取り組んでいきます。

また、支援を必要とする方が適切な支援を受けられるよう、サービス等利用計画 の必要性について周知を図るとともに、適切な計画作成を促進していきます。

# (5) 児童福祉サービス

# ■サービスの内容

サービス名	内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童について、児 童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所などを訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援 [新サービス]	障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困 難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援の利用にあたって、障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

# ■サービス提供事業所の状況

サービス名	大田区内事業所数
児童発達支援	14か所 ※
医療型児童発達支援	1 か所
放課後等デイサービス	33 か所
保育所等訪問支援	2か所
障害児相談支援	12 か所

※ 児童発達支援センターを含みます。

(平成30年1月1日現在)

# ■サービス見込量

サービス名		実績			見込量		
<b>サーレスを</b>	ם	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
児童発達支援	日/月	2,379	2,881	3,288	3,880	4,579	5,403
八里光连义版	人/月	338	384	415	465	521	583
医療型	日/月	251	219	261	261	261	261
児童発達支援	人/月	28	23	28	28	28	28
放課後等	日/月	4,246	5,780	7,900	10,823	12,800	14,752
デイサービス	人/月	536	716	966	1,323	1,561	1,799
保育所等訪問支援	日/月	0	5	12	18	25	31
休月別寺初向又接	人/月	0	2	8	13	19	24
居宅訪問型 児童発達支援	日/月	_			44	52	60
	人/月	<del></del>			11	13	15
障害児相談支援	人/月	56	55	71	89	110	138

### ■サービス見込量の確保に向けて

質の高いサービスが安定的に提供されるようにするため、サービスを提供する事業所に対し、人材の育成・定着に向けた支援、福祉サービス第三者評価の受審促進等に取り組んでいきます。

重症心身障がい児が適切な支援を受けられるように、主に重症心身障がい児を支援 する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に向けて取り組ん でいきます。

障がい者総合サポートセンターにおいて、学齢期の発達障がい児支援の機能を整備し、放課後等デイサービス及び障害児相談支援のサービスを提供していきます。

また、支援を必要とする子どもが適切な支援を受けられるよう、障害児支援利用 計画の必要性について周知を図るとともに、適切な計画作成を促進していきます。

児童福祉法の改正による新たなサービスである「居宅訪問型児童発達支援」、訪問先が拡大される保育所等訪問支援については、サービスの利用状況等を注視しながら、適切なサービスが提供されるよう努めていきます。

# (6) 地域生活支援事業

# ①必須事業

# ■サービスの内容

サービス名	内容
理解促進研修•啓発事業	地域住民に対して、障がい者に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。 しょうがい者の日のつどい、聴覚障がい者理解啓発講座等を 行います。
自発的活動支援事業	障がい者等が自発的に行う活動に対する支援を行います。 ピアカウンセラーの活動支援、障がい別相談会として各団体 相互の研修や交流の支援等を行います。
相談支援事業	【障害者相談支援事業】 障がい者等からの様々な相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行います。 障がい者総合サポートセンター、4か所の地域福祉課、4か所の地域健康課、6か所の地域活動支援センターで行います。 【基幹相談支援センター等機能強化事業】 基幹相談支援センター等において、相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、人材育成の支援等を行います。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用に要する費用のうち、後見報酬の助成等 を行います。
成年後見制度法人後見支援 事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことがで きる法人の確保や法人後見の活動支援を行います。
意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障がある障がい者に、意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者の派遣等を行います。 また、障害福祉課(週一回)と、障がい者総合サポートセンター(年末年始を除き毎日)の窓口に手話通訳者を配置します。
日常生活用具給付等事業	日常生活を容易にするための用具を給付します。

サービス名	内容
手話奉仕員養成研修事業	日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員等を養成します。 手話講習会(初級・中級・上級の3コースと通訳養成課程) を行います。
移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。
地域活動支援センター機能強化事業	社会との交流の促進等のため、障がい者の創作的活動又は生産活動の機会を提供する地域活動支援センターの機能を充実・強化します。

# ■サービス見込量

サービス名		実績			見込量		
		27年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
理解促進研修•啓乳 事業	美 実施の 有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
自発的活動支援 事業	実施の 有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
相談支援事業							
障害者相談	箇所数	15	15	15	15	15	15
支援事業	件/月	5,757	5,861	4,776	6,012	6,012	6,012
基幹相談支援 センター	設置の 有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援 センター等 機能強化事業	実施の 有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
成年後見制度利用 支援事業	実施の 有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
成年後見制度法人 後見支援事業	実施の 有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
意思疎通支援事業	<b>%</b> <sub>1</sub>						
手話通訳者	件/月	200	203	240	280	308	339
派遣事業	人/月	200	203	240	280	308	339
要約筆記者	件/月	7	6	5	6	7	8
派遣事業	人/月	21	18	17	18	21	24
手話通訳者 設置事業	実施の 有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
日常生活用具給付金	等事業						
介護・訓練支援 用具	件/年	41	46		47	47	47
自立生活支援 用具	件/年	122	103	_	122	122	122
在宅療養等 支援用具	件/年	98	110	_	135	135	135
情報•意思疎通 支援用具	件/年	122	128	_	208	208	208
排泄管理支援 用具	件/年	12,141	11,654	_	13,896	13,896	13,896
その他	件/年	19	9	_	19	19	19

サービス名		実績			見込量		
		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
手話奉仕員養成研修事業 ※2	人/年	40	53	_	40	40	40
移動支援事業	時間/月	9,954	10,586	11,408	12,134	12,898	13,668
	人/月	580	617	654	695	737	781
地域活動支援セン	箇所数	11	11	10	10	10	10
ター機能強化事業	人/月	261	221	192	192	192	192

<sup>※1 「</sup>東京手話通訳等派遣センター」への委託分も含まれています。

# ■サービス見込量の確保に向けて

障がい者等の日常生活や社会生活の支援等のため、区の状況や利用者のニーズ等 に応じて、適切に事業を行っていきます。

<sup>※2 「</sup>手話講習会(上級)」の修了者数です。

# ②任意事業

# ■サービスの内容

サービス名	内容
訪問入浴サービス	家庭において入浴することが困難な障がい者の自宅を訪問 して入浴サービスを提供します。
日中一時支援	家族の就労支援や一時的な休息のため、障がい者の日中における活動の場を提供します。
地域移行のための安心生活支援	精神障がい者等の地域生活への移行や定着を支援するため の支援体制を整備します。 地域生活移行支援コーディネーターを配置します。
レクリエーション活動等 支援	障がい者の体力増強、交流、スポーツに触れる機会の提供等のため、各種レクリエーション教室などを開催します。 若草・コスモス青年学級、心身障がい児交流促進事業、障がい者スポーツ教室等を行います。
芸術文化活動振興	障がい者等の芸術文化活動を振興するため、障がい者等の作品展などの芸術文化活動の機会を提供します。 しょうがい者巡回パネル展、しょうがい者文化展等を行います。
点字・声の広報等発行	文字による情報入手が困難な障がい者のために、点訳、音訳等の方法により、区の広報や生活情報などを提供します。
奉仕員養成研修	点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉 仕員等を養成します。 点訳講習会、音訳者養成講座、要約筆記啓発講座を行います。
自動車運転免許取得·改造 助成	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に必要な費用の一部を助成します。
障害者虐待防止対策支援 事業	障がい者虐待の防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切 な支援のため、地域の支援体制の強化等を行います。

サービス名	内容
更生訓練費給付事業	訓練用具の購入費等、訓練に必要な費用を支給します。
施設入所者就職支度金給付事業	就職等で自立する人に対し、就職支度金を支給します。
生活サポート事業	障害福祉サービス等を利用していない人に対し、ホームヘル パー等を派遣し、日常生活の支援や家事援助を行います。

# ■サービス見込量

サービス名		実績			見込量		
		27年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
訪問入浴サービス	回/年	1,975	2,130		2,306	2,306	2,306
初向八冶ケーレス	人/年	68	63		74	74	74
  日中一時支援	日/年	986	628	<u>—</u>	846	846	846
	人/年	58	59	_	60	60	60
地域移行のための 安心生活支援	実施の 有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
レクリエーション 活動等支援	実施の 有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
芸術文化活動振興	実施の 有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
点字・声の広報等 発行	実施の 有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
奉仕員養成研修							
要約筆記奉仕員養成事業 ※1	人/年	19	9	_	16	16	16
点訳・朗読奉仕 員養成事業 ※ <sub>2</sub>	人/年	33	27	_	36	36	36
自動車運転免許取得	• 改造助成						
自動車運転免許 取得費助成事業	件/年	6	5	_	10	10	10
自動車改造費 助成事業	件/年	10	8	_	11	11	11
障害者虐待防止 対策支援事業	実施の 有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
更生訓練費給付 事業	人/年	0	0	_	1	1	1
施設入所者就職 支度金給付事業	人/年	0	0	_	1	1	1
生活サポート事業	時間/年	326	355		355	355	355
エルフハ 「事業	人/年	828	729	_	729	729	729

<sup>※1 「</sup>要約筆記啓発講座」の受講者数です。

# ■サービス見込量の確保に向けて

障がい者等の日常生活や社会生活の支援等のため、区の状況や利用者のニーズ等 に応じて、適切に事業を行っていきます。

<sup>※。「</sup>点訳講習会」及び「音訳者養成講座」の受講者数です。

# 第5章 計画の推進に向けて

## 1 計画の推進体制

## (1) 関係機関等との連携・協働の推進

本計画は、福祉だけではなく、保健、医療、教育、防災等、広い分野にわたっているため、分野横断的に取組を進めていきます。

福祉部にとどまらず、様々な部局が連携しながら、区全体で施策を推進していきます。

また、サービスの実施主体の多くは民間事業者であり、計画の実現に向けて大きな役割を担っています。

そのため、民間事業者や関係団体等と適切な役割分担を行い、地域のネットワーク機能をこれまで以上に強化しながら、連携・協働して施策を推進していきます。

## (2) 社会資源の適切かつ効果的な活用

区の財政状況は、少子高齢化の進行等による社会保障関連費の増加等により厳しい状況にあります。

また、福祉サービスを担う人材の不足は、他の産業分野と同様に深刻であり、今後も厳しい状況が続くことが想定されます。

こうした状況を踏まえ、限られた財源や人材等の社会資源を適切かつ効果的に活用し、施策を推進していきます。

## 2 計画の進行管理

本計画を効果的かつ着実に推進していくため、PDCA サイクルに基づき適切に進行管理を行っていきます。

定期的に計画の進捗状況を把握し、「大田区障がい者施策推進会議」で検証・評価を行いながら、必要に応じて改善・見直しを行っていきます。

また、PDCA サイクルを継続して行う中でスパイラルアップを図り、基本理念の実現に向けた取組を充実させていきます。

#### <PDCAサイクルに基づく進行管理とスパイラルアップのイメージ>

充実

## 実行(Do)

■計画の内容を踏まえ、施策 を実施します。

## 評価(Check)

■定期的に計画の進捗状況 を把握し、「大田区障がい 者施策推進会議」の意見等 を踏まえ、検証・評価を行 います。

## 計画(Plan)

■基本理念の実現に向けて、 推進する施策、障害福祉サ ービス等の提供体制の確 保に係る目標、サービスの 種類ごとの必要な見込量 等を定めます。

## 改善(Act)

■評価結果等を踏まえ、必要 に応じて、施策の見直し等 を行います。

## 資料編

## 1 大田区発達障がい児・者支援計画との対応関係

区では、平成26年度から平成29年度までの4年間を計画期間とした「大田区発達障がい児・者支援計画」を策定し、発達障がい施策を推進してきました。

計画期間の満了にあわせて3つの法定計画と統合し、本計画において一体的に策定しています。

本計画の策定にあたっては、前期の大田区発達障がい児・者支援計画の理念や目標を踏襲し、障がい種別を超えた総合的な施策推進に向けて検討を行いました。

以下、前期の大田区発達障がい児・者支援計画の事業と、本計画で定める個別施 策がどのように対応しているかを示しています。

#### 〔目標1〕早期発見・早期支援の推進

事業名(平成 26~29 年度計画)		個別施策(本計画)	
1-11	乳幼児健診	1- (8)	保健・医療の充実 (⇒58 ページ)
1-12	乳幼児発達健康診査	1 – (6)	保険・医療の几天(→38 ハージ)
1-21	発達障がい施策ガイドの作成		
1-22	支援プログラムの充実	1 – (11)	発達障がい者支援の充実
1-31	サポートブックかけはし作成講	. (11)	(⇒61 ページ)
	座の開催 就学支援シートの作成・送付・活		
1-32	用	1- (9)	教育の充実(⇒59 ページ)

#### 〔目標2〕 ライフステージに応じた切れ目のない支援

事業名(平成 26~29 年度計画)		個別施策(本計画)		
2-11	放課後の居場所の充実	1-(10)	保育の充実 (⇒60 ページ)	
2-12	教育相談の充実			
2-13	スクールカウンセラーの派遣			
2-14	不登校対策の充実	1- (9)	教育の充実(⇒59 ページ)	
2-15	通常学級での支援			
2-16	ペアレントトレーニングの充実			
2-21	発達障がい者への専門相談	2- (1)	相談支援の充実(⇒63ページ)	
2-22	多様な障がいに応じた就労支援 事業の推進	1- (5)	就労支援の充実(⇒54 ページ)	
2-23	日中活動の場の整備	1-(1)	日中活動の場の整備 (⇒49 ページ)	
2-24	精神保健福祉相談	1-(8)	保健・医療の充実 (⇒58 ページ)	
2-2⑤	発達障がいにおけるピアカウン セリング	2- (1)	相談支援の充実(⇒63 ページ)	

〔目標3〕地域支援力の向上と人材育成・啓発の促進

	プロペスススのの日土と人間日本			
事業領	名(平成 26~29 年度計画)	個別施策(本計画)		
3-1① 発達障がい施策検討会の開催		※ 庁内検討委員会で実施		
3-12	保育園等援助訪問の充実	1-(11) 発達障がい者支援の充実 (⇒61ページ)		
3-13	コーディネーターの巡回相談の 実施			
3-14	保幼小地域連携協議会の開催	1 − (9) 教育の充実(⇒59 ページ)		
3-15	幼稚園への訪問相談			
3-16	大田区小児医療検討委員会との 連携	1-(11) 発達障がい者支援の充実 (⇒61ページ)		
3-17	自立支援協議会との連携	2- (2) 地域ネットワークの充実 (⇒64 ページ)		
3-18	事業所への情報提供・開設相談			
3-19	発達支援地域ネットワークの構 築	1-(11) 発達障がい者支援の充実 (⇒61 ページ)		
3-21	支援者向け講演会の開催			
3-22	特別支援教育に関する研修の開 催			
3-23	「指導の手引き」の作成	1 − (9) 教育の充実(⇒59 ページ)		
3-24	発達障がい児支援研修の開催			
3-3①	啓発用パンフレット作成	 		
3-32	区民向け講演会やセミナー等の 開催	1 - (11) 光達摩がい自义援のが決 (⇒61 ページ)		

#### 〔目標4〕施策を推進する基盤整備

(日宗子) 旭次で1世に90至ニ世間			
事業名(平成 26~29 年度計画)		個別施策(本計画)	
4-11	「(仮称)障がい者総合サポート	1-(1)	日中活動の場の整備 (⇒49 ページ)
4-12	センター」の設置・運営 発達障がい児の総合相談窓口の 設置	1-(11)	発達障がい者支援の充実 (⇒61 ページ)
4-13	わかばの家の訓練の場の充実		
1 – 1 (1)	学齢期支援の中核施設の検討	1-(1)	日中活動の場の整備 (⇒49 ページ)
4-14	子爾朔又接07中核加設07快到	1-(11)	発達障がい者支援の充実 (⇒61 ページ)
4-15	特別支援教室の設置		
4-16	中学校情緒障害等通級指導学級 の充実	1- (9)	教育の充実(⇒59 ページ)

## 2 大田区障がい者施策推進会議の検討経過

	開催日(平成 29 年度)	主な内容
第1回	平成 29 年 5月 30 日(火)	<ul><li>おおた障がい施策推進プランの進捗状況について(平成28年度実績)</li><li>平成28年度大田区障がい者実態調査の結果について</li><li>次期おおた障がい施策推進プランの策定について</li></ul>
第2回	平成 29 年 8月1日(火)	〇 次期おおた障がい施策推進プランの骨子に ついて
第3回	平成 29 年 9月7日 (木)	〇 次期おおた障がい施策推進プランの骨子に ついて
第4回	平成 29 年 11 月 14 日(火)	<ul><li>○ 次期おおた障がい施策推進プラン(素案) について</li><li>○ パブリックコメント及び区民説明会の実施 について</li></ul>
第5回	平成 30 年 2月 13 日(火)	<ul><li>○ 次期おおた障がい施策推進プラン(案)について</li><li>○ パブリックコメント及び区民説明会の実施結果について</li></ul>

## 3 大田区障がい者施策推進会議設置要綱

平成 28 年 1 月 21 日 27 福障発第 14440 号区長決定 改正 平成 29 年 3 月 22 日 28 福障発第 15451 号福祉部長決定 改正 平成 29 年 4 月 7 日 29 福障発第 10052 号福祉部長決定

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に基づく「大田区障害者計画」、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項に基づく「大田区障害福祉計画」及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20に基づく「大田区障害児福祉計画」並びに「おおた未来プラン10年(後期)」の発達支援に関する施策を具体的に実施する個別計画である「大田区発達障がい児・者支援計画」(以下これらを「計画」という。)を一体的に策定するための検討を行うとともに、計画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、大田区障がい者施策推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。
  - (1) 計画の策定及び改定に関すること。
  - (2) 計画の推進に関すること。
  - (3) 計画の検証及び評価に関すること。
  - (4) その他障害福祉施策に関すること。

(構成)

- 第3条 推進会議は、次に掲げる区分のうちから、区長が委嘱する委員 20 人以内 で構成する。
  - (1) 学識経験
  - (2) 福祉
  - (3) 保健医療
  - (4) 教育
  - (5) 地域
  - (6) 雇用
  - (7) 区民
- 2 前項第7号の規定による委員のうち2人は、原則として公募委員とする。 (仟期)
- 第4条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の翌々年度末まで(以下「任期期間」という。)とする。ただし、自己の任期期間の満了前に任期期間が満了する委員がいる場合は、任期期間は、委嘱の日からその満了の日までとする。

- 2 委員が任期中に辞任したときは、補欠の委員を置くことができる。ただし、後任者の任期は、前任者の任期とする。
- 3 前2項の場合において、委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

- 第5条 推進会議に会長及び副会長を置く。
- 2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 推進会議は、会長が招集する。
- 2 会長は、必要と認める場合は、委員以外の者に出席を求めることができる。 (会議の公開)
- 第7条 推進会議及び議事録は公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、会長は、推進会議及び議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。
  - (1) 公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合
  - (2) 特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがあると認められる場合
  - (3) 議案に個人情報が含まれている場合
- 2 前項の規定に基づき推進会議及び議事録の全部又は一部を非公開としたものに ついては、推進会議に関係した者は、秘密性の継続する限り、他に漏らしてはな らない。

(報償費)

第8条 推進会議に出席した委員に対し、予算の範囲内において報償費を支払うものとする。

(庶務)

第9条 推進会議の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(委仟)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
  - 付 則(平成29年3月22日28福障発第15451号福祉部長決定)
- この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
  - 付 則(平成29年4月7日29福障発第10052号福祉部長決定)
- この要綱は、決定の日から施行する。

## 4 大田区障がい者施策推進会議委員名簿

選出区分	所属等	氏名	備考
学識経験	東洋英和女学院大学	石渡 和実	会長
	日比谷見附法律事務所	曾我 裕介	
	大田区手をつなぐ育成会	佐々木 桃子	
	大田区肢体不自由児(者)父母の会	荒木 千恵美	
	大田区重症心身障害児(者)を守る会	宮田 千寿子	
	特定非営利活動法人 大身連	道音 征夫	
福祉	大田区精神障害者家族連絡会	川﨑 洋子	
	社会福祉法人 大田幸陽会	島田 通利	
	大田区立障がい者総合サポートセンター	菅沼 良勝	
	社会福祉法人 大田区社会福祉協議会	森部 一夫	
	大田区自立支援協議会	白井 絵里子	
	一般社団法人 大森医師会	与儀 実之	副会長
保健医療	公益社団法人 東京都大田区蒲田歯科医師会	橋本 和則	~H29.7.31
		林田 賢一	H29.8.1~
数 <del>套</del>	東京都立城南特別支援学校	和田 喜久男	
教育	東京都立田園調布特別支援学校PTA	谷村 淳子	
地域	大田区民生委員児童委員協議会	門倉友子	
	大田区自治会連合会	渡部 作次	
雇用	東京労働局 大森公共職業安定所	西澤 康子	
区民	公募区民	砂岡 茂明	
	公募区民	高橋 克己	

(敬称略、順不同)

## 5 庁内検討委員会委員名簿

役職	氏名
福祉部長	中原 賢一
福祉部福祉支援担当部長	西山 正人
障がい者総合サポートセンター所長	青木 毅
福祉部福祉管理課長	張間 秀成
福祉部福祉支援調整担当課長	田村 彰一郎
福祉部障害福祉課長	酒井 敏彦
福祉部障害福祉サービス推進担当課長	澤健司
福祉部調布地域福祉課長	松下 賢治
福祉部大森生活福祉課長	高橋 義博
志茂田福祉センター所長	中平 美雪
上池台障害者福祉会館長	高野 耕治
障がい者総合サポートセンター次長	関 香穂利
総務部防災危機管理課長	落合 邦男
健康政策部健康づくり課長	佐尺木 信久
こども家庭部子育て支援課長	浜口 和彦
まちづくり推進部都市計画課長	保下 誠
都市基盤整備部都市基盤管理課長	明立 周二
教育委員会事務局教育総務部学務課長	杉山 良樹
教育委員会事務局教育総務部指導課長	増田 亮
大田区立大森第三中学校 校長	笛木 啓介

## 6 計画策定に係る根拠法令等

本計画策定の根拠となる法令等について、関係部分を抜粋しています。

## (1) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)

#### 第11条

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに当該 市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施 策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなけれ ばならない。

## (2) 障害者総合支援法(平成17年法律第123号)

- 第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。
- 2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
  - 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
  - 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
  - 一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
  - 二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

## (3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)

- 第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援 の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関す る計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。
- ② 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事 項
  - 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見 込量
- ③ 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる 事項について定めるよう努めるものとする。
  - 一 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込 量の確保のための方策
  - 二 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る 医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

# (4)障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成 29 年厚生労働省告示第 116号)

- 第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標 障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題 に対応するため、平成32年度を目標年度とする障害福祉計画等において必要な 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、 次に掲げる事項に係る目標(以下「成果目標」という。)を設定することが適当 である。また、これらの成果目標を達成するため、活動指標(別表第一の上欄に 掲げる事項ごとの、成果目標を達成するために必要な量等をいう。以下同じ。) を計画に見込むことが適当である。なお、市町村及び都道府県においては、成果 目標及び活動指標に加えて、独自に目標及び指標を設定することができるものと する。
  - 福祉施設の入所者の地域生活への移行 地域生活への移行を進める観点から、平成 28 年度末時点の福祉施設に入所している障害者(以下「施設入所者」という。)のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成 32 年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の

設定に当たっては、平成 28 年度末時点の施設入所者数の9パーセント以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて平成 32 年度末の施設入所者数を平成 28 年度末時点の施設入所者数から2パーセント以上削減することを基本とする。

また、当該目標値の設定に当たり、平成29年度末において、障害福祉計画で 定めた平成29年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成 割合を平成32年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割 合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

なお、施設入所者数の設定に当たっては、新たに施設へ入所する者の数は、グループホーム等での対応が困難な者等、施設入所が真に必要と判断される者の数を踏まえて設定すべきものであることに留意する必要がある。また、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号。以下「整備法」という。)による改正前の児童福祉法に規定する指定知的障害児施設等(以下「旧指定施設等」という。)に入所していた者(18歳以上の者に限る。)であって、整備法による改正後の障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の指定を受けた当該旧指定施設等に引き続き入所しているもの(以下「継続入所者」という。)の数を除いて設定するものとする。

また、障害者支援施設においては、地域における関係機関との連携により、施設入所者の地域生活への移行に取り組むことと併せて、できる限り入所者等の生活の質の向上を図る観点から、一層の小規模化等を進めること、障害者の高齢化・重度化に対応した専門的なケアを行うこと及び地域との交流を確保するとともに地域の障害者等に対する支援を行う等地域に開かれていることが望ましい。

#### 二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す新たな政策理念を踏まえ、圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況、市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況、精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上の1年以上長期入院患者数、65歳未満の1年以上長期入院患者数)、精神病床における早期退院率(入院後3か月時点の退院率、入院後6か月時点の退院率、入院後1年時点の退院率)に関する目標値を次に掲げるとおり設定することとする。

なお、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る目標の達成に当たっては、地域の医療サービスに係る体制の整備が重要であることから、特に医療計画(医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第1項に規定する医療計画をいう。以下同じ。)との関係に留意すること。

- 1 圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況 平成32年度末までに全ての圏域ごとに、精神障害者地域移行・地域定着推 進協議会などの保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本 とする。なお、この際、都道府県単位で解決すべき課題にも対応できるよう、 都道府県ごとに、協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協 議の場を設置することが望ましい。
- 2 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況 平成 32 年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、 医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。医療関係者と しては、病院、診療所、訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる 関係者が参加することが望ましい。市町村単独での設置が困難な場合には、複 数市町村による共同設置であっても差し支えない。
- 3 精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満) 地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、1年以上長期 入院患者のうち一定数は地域生活への移行が可能になることから、別表第四の 一の項に掲げる式により算定した平成32年度末の精神病床における65歳以 上の1年以上長期入院患者数及び別表第四の二の項に掲げる式により算定し た平成32年度末の精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数を、 目標値として設定する。

また、これと併せ、医療計画における基準病床数の見直しを進める。

4 精神病床における早期退院率(入院後3か月時点、入院後6か月時点、入院 後1年時点)

地域における保健、医療、福祉の連携支援体制が強化されることによって、 早期退院が可能になることを踏まえて、入院中の精神障害者の退院に関する目標値として、入院後3か月時点の退院率、入院後6か月時点の退院率及び入院 後1年時点の退院率に関する平成32年度における目標値を設定する。

目標値の設定に当たっては、入院後3か月時点の退院率については69パーセント以上とし、入院後6か月時点の退院率については84パーセント以上とし、入院後1年時点の退院率については90パーセント以上とすることを基本とする。

三 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等(地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。以下同じ。) について、平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

#### 四 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。)を通じて、平成32年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本とする。

また、当該目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定することとし、就労移行支援事業の利用者数については、平成32年度末における利用者数が平成28年度末における利用者数の2割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指すものとする。なお、これらの目標設定に必要となる利用者数については、サービス等利用計画案を踏まえて、暫定支給決定期間を設定し、利用者の最終的な意向確認をしたものに限られることに留意して行うこととする。さらに、障害者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率に係る目標値を設定することとし、当該目標値の設定に当たっては、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを基本とする。

なお、一般就労に移行する者の数及び就労移行支援事業の利用者数に係る目標値の設定に当たり、平成 29 年度末において、障害福祉計画で定めた平成 29 年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成 32 年度末における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

これらの目標値を達成するため、市町村及び都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県の労働担当部局、教育委員会等の教育担当部局、都道府県労働局等の関係機関との連携体制を整備することが必要である。その際、都道府県ごとに、就労支援の関係者からなる障害者雇用支援合同会議を設け、障害福祉計画の目標値の達成に向けた取組の推進等、統一的に施策を進めていくことが考えられる。なお、将来的には、圏域ごとに同様の取組を行うことが望ましい。

また、これらに加えて、就労支援について、障害保健福祉施策と労働施策の双 方から重層的に取り組むため、都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県の 労働担当部局及び都道府県労働局と連携して、別表第一の一の表各項に掲げる事 項を平成32年度の活動指標として設定して取り組むことが適当である。

なお、福祉施設から一般就労への移行等のみならず、離職者や特別支援学校卒業者に対する就職の支援、障害者に対して一般就労や雇用支援策に関する理解の促進を図ること等、障害者雇用全体についての取組を併せて進めることが望ましい。

さらに、都道府県が工賃の向上に関する計画を作成した場合は、目標工賃等の概要について都道府県障害福祉計画上に記載し、周知を図ることが適当である。加えて、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号)において、都道府県及び市町村は障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を作成することとされており、障害福祉計画においては、当該方針との整合性を図りながら、官公需に係る障害者就労施設等の受注機会の拡大や調達目標金額等について記載し、取組を進めることが望ましい。

#### 五 障害児支援の提供体制の整備等

1 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

また、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、平成32年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

2 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所(児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を行う事業所をいう。)及び放課後等デイサービス事業所(同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業所をいう。)を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

3 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成 30 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

## 7 用語の説明

本計画に出てくる用語の説明をしています(五十音順に記載)。各用語見出しの右側に記載したページ数は、当該用語の初出ページを示しています。

## あ行

#### **医療的ケア**(43ページ)

医師の指導のもとに、家族や看護師等が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療行為のこと。

#### か行

#### **基幹相談支援センター**(63ページ)

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談等の業務を総合的に行うことを目的としている施設。

#### 共生型サービス (3ページ)

ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイなど、介護サービスと障害福祉サービス相互に相当するサービスを同じ事業所で一体的に提供する仕組み。

#### **ケアマネジメント**(47ページ)

一人ひとりの様々なニーズと、地域の社会資源によって提供される複数のサービスを適切に結びつけて調整し、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保する援助 方法。

#### 公共職業安定所(9ページ)

国民に安定した雇用機会を確保することを目的として国(厚生労働省)が設置する行政機関。愛称は「ハローワーク」。

#### **高次脳機能障がい**(45ページ)

病気やけがなどによる脳の損傷によって、話すこと、考えること、覚えることなどが難しくなり、生活に支障をきたす状態。

#### **個別支援プラン**(68 ページ)

避難行動要支援者一人ひとりに対する具体的な支援方法等を定める計画。

#### 指定管理者(53ページ)

地方自治体の指定を受けて公の施設の管理・運営を担う事業者、団体。

#### **児童発達支援センター**(92 ページ)

児童福祉法に基づき、障がいのある児童が通所し、日常生活における基本動作の 指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う 施設。

#### 社会貢献型後見人(市民後見人) (74ページ)

弁護士等の資格は持たないが、社会貢献的、ボランタリーな精神に基づき、後見人等の職務を全うするために必要な知識や技量、姿勢(倫理観)を身につけた上で、 家庭裁判所から選任され、被後見人等の身近にあってきめ細やかな後見活動を行う 第三者後見人。

#### 社会的障壁 (66ページ)

日常生活や社会生活を営む上で支障となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。

#### 社会福祉協議会(9ページ)

各自治体において、住民や事業者が主体となって地域福祉を推進することを目的 とする社会福祉法人。社会福祉法により行うべき事業が規定されている。

#### 障害者支援施設(23ページ)

施設入所支援のサービスに加え、日中の生活介護や就労移行支援などの障害福祉サービスを提供する施設。

#### スパイラルアップ(104ページ)

PDCA サイクルにおいて、最後の「改善(Act)」での改善内容を次の「計画(Plan)」に反映させることで、継続的に業務を向上させていくこと。

#### 成年後見制度(7ページ)

認知症、知的障がい、精神障がいなどで、判断能力が不十分な方の財産管理、介護サービスや施設の入退所についての契約、遺産分割などの法律行為を支援する制度。

#### **地域活動支援センター**(94ページ)

創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の便宜を供与し、自立 した生活を支援する施設。

#### 地域共生社会(3ページ)

制度・分野ごとの縦割りや、支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

#### 地域包括ケアシステム(82ページ)

高齢者等の地域生活を支える医療、介護、予防、住まい、生活支援などのサービスが一体的に提供される体制。

#### 特別支援学級(21ページ)

小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に、教育上特別な支援を必要とする 児童及び生徒のために置かれた学級のこと。

#### 特別支援学校(9ページ)

障がいのある児童・生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる生活や学習上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校のこと。

#### 特別支援教育(47ページ)

障がいのある児童・生徒などに対して、一人ひとりの教育的ニーズに応じて、生活や学習上の困難を改善・克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

#### **特別支援教室(サポートルーム)** (21 ページ)

通常の学級に在籍する発達障がいのある児童・生徒で、通常の学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童・生徒に対して、それぞれの課題に応じて生活面や学習面での困難さを克服・改善するための指導を行う教室のこと。全ての区立小学校に設置されている。

#### な行

#### 難病(18ページ)

原因不明で治療方法が未確立であり、かつ長期にわたり療養を必要とする疾病。

#### は行

#### **パブリックコメント**(10ページ)

区の施策、方針、計画、条例等を策定するときに、事前に案の段階で公表し、区 民等から意見を求め、寄せられた意見を参考に決定するとともに、区民等から寄せ られた意見と区の考え方を公表する制度のこと。

#### **バリアフリー**(37ページ)

障がい者、高齢者などが社会生活を営む上で支障となる物理的、社会的、制度的、 心理的な様々な障壁を取り除くこと。

#### **ピアカウンセリング**(63ページ)

ピアは仲間という意味で、同じような環境、境遇、悩みを持つグループ間で、対 等な立場で同じ仲間として行われるカウンセリング手法の一つ。

#### **PDCAサイクル**(104ページ)

様々な分野で品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画(Plan)」、「実行(Do)」、「評価(Check)」、「改善(Act)」を順に実施していくもの。

#### 福祉サービス第三者評価(47ページ)

利用者が主体的にサービス事業者を選択できるよう、また事業者がサービスの質の向上に向けて取り組めるよう支援するための評価制度。事業者自らが第三者である評価機関と契約し、評価を受ける。評価機関は、専門的かつ客観的な立場から、サービスの内容や質、事業者の経営や組織のマネジメントの力等を評価する。結果は利用者に公表されるとともに、事業者にも還元され、サービス向上に役立てられる。

#### **法定雇用率**(54 ページ)

障害者雇用促進法で事業主に対して定められた、障がい者の雇用割合のこと。

#### ま行

#### 民生委員児童委員(9ページ)

社会奉仕の精神をもって地域社会の生活困窮者、障がい者、高齢者、ひとり親家 庭などで問題を抱えている人に対して、相談援助にあたっている人。都知事の推薦 により厚生労働大臣が委嘱する。

#### **モニタリング**(53ページ)

日常的、継続的に行なわれる検査、監督のこと。

## や行

#### **ユニバーサルデザイン**(5ページ)

年齢、性別、国籍、能力、障がい等に関わらず、すべての人にとって快適に利用しやすいように設計されたもの。

#### **ユニバーサルデザインのまちづくりパートナー(UDパートナー)**(75ページ)

ユニバーサルデザインのまちづくりに関心のある区民により構成し、定期的に区 民の視点で区の施設、公園、道路、サービス等について点検する制度。

#### 要支援児(60ページ)

心身に障がい等を有し、保育を行う上で特別な支援を必要とする児童。

## ら行

#### **ライフステージ**(4ページ)

人間の一生を、乳児期、幼児期、学齢期、青年期、成人期、高齢期等の身体的、 精神的な発達段階に応じて区分した生活段階のこと。

#### 療育(20ページ)

発達に支援の必要な子どもが社会的に自立することを目的として、子どもの持っている能力を充分に発揮できるよう援助すること。

#### **レスパイト**(58ページ)

英語で一時休止や休息を意味する言葉で、介護をしている家族等が一時的に休息をとり、リフレッシュを図ってもらうサービスのこと。

## おおた障がい施策推進プラン(案)

大田区障害者計画 第5期大田区障害福祉計画 第1期大田区障害児福祉計画 大田区発達障がい児・者支援計画

2018 (平成30) 年度~2020 (平成32) 年度

発行年月:平成30年3月

発 行:大田区福祉部障害福祉課

〒144-8621 大田区蒲田五丁目13番14号

電 話 03(5744)1700 FAX 03(5744)1555

